

平成23年6月井手町議会（定例会）会議録

招集年月日

平成23年6月20日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成23年6月20日 午前 9時56分議長宣告

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
参 与	浦田 博史	教 育 長	松田 定
理事（総務担当）	西島 栄治	理事（民生担当）	加賀山 睦
理事（事業担当）	中村 秀一	理事（上下水道担当）	松山 正伸

理事（同和人権担当、 同和・人権政策課長、児童館長兼務）	西島 楠博	会計管理者 （会計課長兼務）	藤林 学
教育次長 （学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務）	木田 修司	総務課長	脇本 和弘
企画財政課長	木田 昭弘	税務課長	小川 清
住民福祉課長	嶋田 昌弘	高齢福祉課長 （地域包括支援センター所長兼務）	花木 秀章
保健医療課長 （保健センター所長兼務）	小川 淳一	建設課長	奥山 英高
産業環境課長	藤崎 裕司	上下水道課長	中島 一也
いづみ人権交流センター所長	山口 敏彦	社会教育課長 （図書館長兼務）	木村 坂次

学校給食センター所長 田村喜代一

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田 清隆	議会書記	駒 修次
議会書記	乾 浩朗	議会書記	寺井 佳孝

町長提出議題の題目

- 1, 井手町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 2, 平成23年度井手町一般会計補正予算（第1回）
- 3, 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 4, 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 5, 財産取得について同意を求める件

開 議

午前9時56分

議事日程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

3番 木田 鈴美

8番 村田 忠文

平成23年6月井手町議会定例会

議 事 日 程

- 日程1. 会議録署名議員の指名
- 日程2. 会期の決定
- 日程3. 諸般の報告
- 日程4. 一般質問
- 日程5. 議案第30号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 日程6. 議案第31号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 日程7. 議案第32号 財産取得について同意を求める件
- 日程8. 議案第26号 井手町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 日程9. 議案第28号 平成23年度井手町一般会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さんでございます。

6月定例会を迎え、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、政務にご活躍いただいておりますことに心よ
り御礼を申し上げる次第であります。

さて、住民に開かれた議会を目指し議会活性化特別委員会を設置して、3
カ月が経過しました。議会に対する住民の理解と関心を深めるために、議会
の状況を報告する議会広報の向上発展の取り組み、また各委員会での調査研
究の強化など議会活性化に取り組んでいただきご苦労さまでございます。今
後もさらなる活性化に取り組みを進めてまいりたいと思います。理事者をは
じめ関係者の皆様にもご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりまして
のごあいさつといたします。

本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。

議員各位におかれましては、提案されております各議案につきまして慎重
にご審議をいただきますとともに、行政当局につきましては適正かつ明確な
答弁をいただきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思いたすの
で、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しておりますので、平成2
3年6月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番、木田鈴美議員、
8番、村田忠文議員を指名します。

次に、日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月30日までの11日間とし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） したがって、会期は本日から6月30日までの11日間
に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件1件、規約の変更
1件、平成23年度補正予算2件、同意を求める案件3件、一般質問8件で

あります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、あいさつを町長よりしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。本日、6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用中のところ、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成22年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、平成22年度の各会計別の収支状況をご報告させていただきます。まず、一般会計であります。町税収入では法人町民税などの増収によりまして約14億9,400万円、前年度に比べ約4億2,500万円、率にして39.7%の増となり、税収額は過去最大となる見込みであります。また、震災の影響で前年度を下回るのではないかと心配をしておりました特別交付税につきましても、額で約2,800万円、率にして9.2%の増の約3億2,700万円配分していただきました。その他未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等でも従来どおり京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約47億1,000万円、歳出総額約43億1,000万円、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億4,000万円の黒字となる見込みであります。中身的には地球温暖化対策実行計画に基づき進めてきておりますエコ防犯ソーラーライトの設置や、LED照明の導入、また安全確保を図るための泉ヶ丘中学校北側への歩道整備や、学校教育環境の充実を図るための多賀小学校プール改築、さらには子育て世代の保護者から要望のあった一時預かりのための施設整備や障害者福祉施設への建設補助など、一層充実した内容となっております。

しかし、本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国や京都府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。議員各位もご承知のとおり、去る3月11日に発生しました東日本大震災は、東北地方を中心とす

る多くの地域に、かつて我が国が経験したことの無い被害をもたらしています。私も先月現地に参りましたが、その被害は想像を絶するものでありました。被災地の1日も早い復興を願っておりますが、復興には多額の財源が必要となります。また、東北地方は部品を製造する企業が多く立地する地域で、震災によって多くの企業が製造を停止したことによりまして経済にも大きな影響が出てきております。それだけに、今後私ども市町村にもさまざまな面で影響が出てくるものと思っております。したがって、今後の行財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

次に特別会計であります。国保会計を除くすべての会計の実質収支額は黒字となる見込みであります。なお、実質収支が赤字の国保会計は、基金もないことから一般会計から赤字補てんとして1,000万円を繰り入れ、それでも約210万円の赤字が出る見込みでありまして、大変深刻な財政状況にあります。したがってこのような状況が今後も続くと、行財政運営はもろんのこと、さまざまな面で影響が出てくるのが予想されますので、慎重に推移を見きわめる必要があると考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第26号、井手町犯罪被害者等支援条例制定の件ほか6件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第26号は、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする条例の制定であります。

議案第27号は、京都地方税機構が処理する事務に法人町民税など課税事務共同化の追加を行う規約の変更についてであります。

議案第28号は、平成23年度一般会計の補正でありまして、補正総額は2,470万2,000円の増で、補正後の一般会計予算は36億3,870万2,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、視覚障害者や高齢者などの紙面情報では情報を得られない住民の方々に、声の広報などの地域情報を提供していただいております朗読ボランティアサークルが使用してしまいます機器が古くなったことから、今回録音機器等の備品購入費に250万円計上いたしますとともに、犯罪被害者等支援条例制定に伴います見舞金の支給に40万円計上いたしております。

次に民生関係では、高齢者を地域社会で支える仕組みを構築するためのシ

システム導入費に519万4,000円計上いたしております。

次に衛生関係では、受診促進と早期発見のための大腸がん検診推進事業に101万6,000円計上いたしますとともに、住民の健康データなどを管理するための健康管理システム改修に96万6,000円計上いたしております。

次に農林関係では、農業者戸別所得補償制度推進事業に伴う農業再生協議会への補助に91万8,000円、浜・鐘付揚水機応急工事への補助に140万円計上いたしますとともに、地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス10%の削減目標に向け、今回自然休養村管理センターに太陽光発電装置等設置費として1,140万円計上いたしております。

次に消防関係では、住民に安心していただくために、大気中の放射線量を独自に観測するための測定機購入に56万円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては国庫支出金50万8,000円、府支出金1,361万8,000円、繰越金876万円、諸収入250万円計上いたしております。

議案第29号は、平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正予算でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第30号及び議案第31号の2件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第32号は、給食センターの食器・食缶洗浄機購入に係る財産取得について、予定価格が700万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産取得契約を締結するに当たり議会の同意を得ようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつ並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

上下水道課から、水道水分析結果報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。発言の順番は受け付け

順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。順次質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 古川昭義議員の質問を許します。

古川昭義議員。

7番(古川昭義) 7番、古川です。

事前通告していますが、本町にとって大変重要な事項について質問します。ことし8月に実施されます町長選挙についてであります。

汐見町長は平成7年8月の町長就任以来、常に町の主人公は住民であるとの立場で、町政に取り組まれてきました。町内外の経済情勢が厳しい中、本町のような小規模な自治体で、しかも財政構造の悪い町の行財政運営において、国や京都府の支援を受けながら、数多くの実績を残されています。4期目就任の平成19年8月以降におきましても、基本施策である「豊かな自然、利便性、快適性のあるまちづくり」の実現のために、経験豊かな力強い行財政手腕を遺憾なく発揮され、他の市町村に先んじて暮らしの周辺整備や子育て支援をはじめとする福祉、教育環境の充実などは言うに及ばず、環境やバリアフリーなどの面においても先進的な行政施策の取り組みを行いながら、借金よりも基金の方が多いという健全財政に努められていますことは、財源の確保に努められるとともに、長年にわたる行財政改革の成果であると、多くの住民とともに高く評価するものであります。今日の本町の課題であります、人口の減少を食いとめるために、JR奈良線の複線化や白坂地区の開発、仮称宇治木津線道路の取り組みなどを推進すること、また本町のこれからの10年間を住民参画のもとに策定しました井手町第4次総合計画を着実に進めていくためには、力強いリーダーシップが必要であります。

汐見町長におかれましては、京都府町村会長、全国町村会副会長やJR奈良線複線化推進協議会会長などの多くの役職経験を生かされ、ことし8月に実施されます町長選挙に出馬されて、引き続き町政運営に当たられることを多くの住民、住民団体の方々とともに望んでいます。町政4期目の総括と次期町長選挙への出馬の考えについてお伺いいたします。

議長(木村武壽) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 古川議員のご質問にお答えいたします。

町長選挙についてであります。私は4年前4期目の町長選出馬に当たり、一つの基本姿勢と五つの柱からなる33項目の基本政策を発表して、4年間の施策の方向性を示す中で、町議会をはじめ住民の皆様の支持を訴えました。今、この4年間に振り返ったとき、町議会をはじめ関係各位のご支援、ご協力によりまして、私がお約束をした多くの事柄について実現を見ることができたと思っております。特に米国発の金融危機により世界の経済が急速に落ち込み、その影響を受け、国内経済は企業収益の悪化による倒産、リストラによる失業者の増大、個人消費の低下とデフレスパイラルに陥るなど、戦後最大の不況に見舞われ、この間、国政においては16年ぶりに政権交代が行われるなど、経済、政治ともに先行きの見えない、まさしく不透明な時代でありました。

財政状況を見てみますと、歳入の大きな柱であります町税収入が大幅に見込めないことや地方交付税の削減など、深刻な状況にありました。具体的に申し上げますと、4期目最初の平成19年度の歳入の柱であります町税と地方交付税を合わせた決算額は25億7,300万円で、ピーク時の平成11年度決算額30億900万円から見ますと14.5%の減少でありました。同様に、平成20年度の決算額は26億7,200万円で11.2%の減少、平成21年度の決算額は27億8,700万円で7.4%の減少でありました。このようにピーク時から比べますと厳しい財政状況でありましたが、多くの事業に取り組むことができました。

その主なものを申し上げますと、あすを担う子供たちのために教育・保育環境の整備として、公共施設の耐震化の最後となった泉ヶ丘中学校体育館改築、小・中学校のすべての教室への空調設備設置や、新たに子育て世代の相談・交流の拠点として子育て支援センター整備、子育てサークルなどから要望のあった一時預かり施設整備などに取り組んでまいりました。

ソフト面では、井手町の子供たちの教育環境の充実を図るため、小・中学校へ専任の学校図書館司書を配置し、学校図書館図書標準達成率の100%を達成しましたし、京都府南部の市町村では先駆けて子育て支援医療費助成を通院・入院とも中学卒業まで拡大を図ってまいりました。

防災対策では、地域防災の連携に関する検討委員会にご意見を伺いながら、

災害時に備えてのハザードマップの製作に取り組むとともに、防災体制の強化を図るため進めてまいりました自主防災組織についても、すべての区で立ち上げることができました。

環境対策では、井手町地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス10%削減を目標に、役場庁舎をはじめ、人権交流センター、小・中学校への太陽光発電装置の設置、各公共施設へのLED照明の導入、エコ防犯ソーラーライトの整備などに取り組んでまいりました。

安心・安全のための公共施設のバリアフリー化では、高齢者団体や障害者団体などの代表で構成するバリアフリー検討委員会から毎年ご意見をいただき、各公共施設に自動ドア、トイレ、スロープの整備を推進するとともに、玉川保育園東側駐車場整備などにも取り組んでまいりました。

また、河川、下排水路、道路などの暮らしの周辺整備等につきましても計画的に推進してまいりましたし、快適な生活環境の向上を図るための公共下水道整備も、平成22年度末で普及率は住宅地域でほぼ100%に達するまでになりました。

これらの施策を推進するに当たりましては、職員の削減や給与の適正化などの行財政改革に取り組むとともに、国や京都府の財政面や事業面でのご支援によりまして、4期目の任期中も多くの事業を積極的に推進しながら、毎年黒字決算を見ることができました。その結果、平成21年度末の基金残高は42億2,200万円、地方債残高は28億1,700万円となり、京都府下26市町村の中で、地方債残高より基金残高の方が多いのは、井手町だけとなっております。

また、井手町の特徴を生かす事業も進めてまいりました。

その主なものを申し上げますと、井手町の豊かな自然を守るために、豊かなみどりと清流を守る検討委員会を設置、その検討結果により住民参加による森林整備をはじめとした自然環境保全を図るために、井手町豊かなみどりと清流を守る協議会が発足し、同様の目的を持ったNPO団体も立ち上がるなど、住民活動が活発化してまいりました。

各協議会をはじめとする熱心な住民活動の成果により、大正池や万灯呂山からの展望が京都府の景観資産に登録され、その後玉川は環境省の「平成の名水百選」に、大正池は農林水産省の「ため池百選」にそれぞれ選ばれました。

また、年々にぎわいを増している桜まつりに加え、ヤマブキの植樹とライトアップによる玉川イメージアップ事業や、商工会による流しそうめん世界記録への挑戦などのイベントの開催、まちづくり協議会や加盟団体によるイベントの開催、特産品の開発など、新たな井手町の魅力が創出されるとともに、駅前休憩所やまちづくりセンター椿阪での来訪者のもてなしなど、豊かな自然や歴史文化を活用した住民活動が行われ、平成18年では17万人であった入込客数が平成22年では33万人を超えるまでとなっております。

さらに農業、観光、商業の振興、防災消防、暮らしの周辺整備など多くの公約を前進させることができました。

これもひとえに国や京都府の温かいご支援と、議会と住民の力強いご協力のおかげと、心から感謝しているところであります。

また、国や京都府にお願いし進めていただいている事業も順調に進捗をいたしております。

まず道路関係では、南谷川左岸道路と国道24号の交差部分の右折レーン設置のための拡幅工事や、上狛城陽線、和束井手線の狭小部分の拡幅整備に努めていただいておりますし、上狛城陽線多賀バイパスも開通し、山城多賀駅前にアクセスする町道32-1号線も完成するなど、まちの骨格が形成されたことにより、今後のさらなる発展につながるものと考えております。

河川・樋門関係では、下之浜樋門は現在改築中であり、鐘付樋門につきましても国道24号改修にあわせ改築していただく予定でありますし、南谷川、玉川の環境整備や青谷川、渋川の防災対策も毎年計画的に実施していただいております。

また、急傾斜地崩壊防止事業も清水地区に引き続き平山地区も完成をしました。

財政が大変厳しい中、これらの事業を積極的に推進していただいたおかげで、町内の道路、河川などは着々と整備が進んでおりまして、改めて国や京都府のご支援に感謝を申し上げておきたいと思っております。

私は町政を進める基本姿勢として、みんなで取り組むまちづくりを掲げ、住民各界各層の参画によるまちづくりを進めるため、毎年各種団体との懇談会やイベント、各種行事などで住民の方々の貴重なご意見をお聞きし、町政への反映に努めてまいりました。また、対話を進めることによって、町内のボランティア団体なども年々ふえてまいりましたし、各団体の活動も活発に

なり、そのことが町全体の活性化につながっているものと考えております。さらにまちづくりの具体的な事業にもかかわっていただき、他の市町村になり、井手町ならではの住民と行政のパートナーシップによるまちづくりが今まさに進みつつあるものと考えております。今後もこの方向を堅持して、町政運営を進めていく必要があると考えております。

しかし、本町の課題であります人口減少は現在も食いとめることができていない状況にあります。このため住民の諸活動についての活力低下や教育、福祉さらには商業や農業などさまざまな分野に影響が生じてきておまして、このような状態がこれからも続けば大変なことになるという強い危機感を持っております。したがって今大事なことは、いかにして人口の減少を食いとめるかであります。そのためにも今進めている事業を1日も早く完成させ、これから取り組もうとしている事業を1日も早く着手することにあると思っております。特に利便性を高めるためのJR奈良線の複線化や、若者の働く場と税収確保のための白坂開発、住宅適地の拡大を図るための宇治木津線道路新設事業を進めることにあると考えております。

現在JR奈良線につきましては、京都府において複線化の整備区間をJRと調整していただくなど、大変重要な時期でありますし、白坂開発につきましても、開発業者からは開発計画を変更して進めたいとの意向を受け、国土利用計画法に基づく土地利用計画の変更や、都市計画法に基づく市街化区域への編入など必要な法手続を進めるための準備をしており、また宇治木津前道路新設につきましても関係機関に働きかけを続けております。

今申し上げましたこれらの事業が進むかどうか、これからの4年間はまさに井手町の将来を左右する大変重要な時期にあります。

こうした中、去る6月17日に町内の30団体から私の行政手腕を高く評価していただき、このような困難なときこそ豊富な行政経験が必要とのことで、ぜひとも5選出馬するよう強い要請を受けたところであります。大変恐縮すると同時に、身の引き締まる思いをいたしたところでありまして、これら数多くの住民団体からの厚いご支持、ご声援の期待にこたえるためにも、またふるさと井手町を愛し、ふるさと井手町発展のためにも、誠心誠意全精力を傾注すべきと考え、再度出馬の決意を固めた次第であります。

以上であります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 古川議員。

7番(古川昭義) ただいま汐見町長におかれましては出馬するとの決意をいただき、本当に心強く思っております。出馬要請をされた住民や住民団体の方、かなり喜んでいただいております。東日本の大震災によって、復興や原発の問題などで収入等、税収にはかなり影響が出てくると思われまじくども、このような厳しい状況の中で本町の行財政運営を推進していくには、汐見町長のような力強いリーダーシップを持った方が必要であります。選挙は真夏の暑い時期になりますが、お体にはご自愛していただき、なお一層の活躍を期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長(木村武壽) 次に、岩田 剛議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田議員。

5番(岩田 剛) 5番、岩田です。

住民には身近な問題を質問させていただきます。

既に通告しております2点につきまして、質問させていただきます。

まず1点目ではありますが、井手町広報板の有効利用ということでもあります。住民に知らせるべき行事やイベントをはじめ地域情報を、広報板を利用し広く住民に知らせることは大変重要であります。この広報板の役割は大変大きいと言えます。現在本町の町内には各区公民館の前をはじめとして町の広報板が設置されておりますけれども、掲示されております広報が広報板によりましてまちまちでありまして、同じ広報が掲示されていないなど統一性がない状態であります。広報に関する規定はどのようになっているのか、まず1点目としまして、広報板の各区ごとの設置数は幾つずつあるのでしょうか。

それから2番目に、広報板の総括管理部署、メンテナンスをする管理部署はどこになっているのでしょうか。

3番目に、広報板に掲示する情報と各区で毎月各戸配布すべき配布物というのはたくさんございますが、この仕分けの基準はどのようになっているのか。この3点を教えていただきたいと思っております。

それから各区の公民館の前に設置されております広報板は、前の面が透明の亚克力板を使っておりまして、それで保護されておるんですけども、年がたちましてその亚克力板が透明性がなくなりまして、中に何が掲示し

であるのか全くわからんというふうなところもたくさんあると思います。文字とか絵が判読できない状態になっておるところがあります。また、既に終了した行事のポスターやとか連絡ものがそのまま撤去されずに掲示されたままというふうな状態になっておるなど、管理が十分に行われているとは言えない状況にあるというふうに思います。責任部署が定期的に点検を実施して、住民が活用しやすいようにするべきであるといふふうに思います。時間と経費の節約のためにも、現在毎月大量に各戸配布しております印刷物の再点検を行っていただいて、配布するべきものと掲示で済ませるものとを分けてする作業が必要なのではないかというふうに思います。これがまず1点目です。

2点目といたしまして、井手町史の編さん継続についてということでお聞きします。

井手町の成り立ち、歴史、文化、自然を学び井手町を理解するためには、井手町史をひもとくのが一番でありまして、今まで井手町研究のよすがとなっていてまいったものであります。井手町史は昭和61年1月29日付の井手町史編さん委員会要綱というのがありまして、それに基づきまして編集作業が始まりました。昭和48年1月に第一集、「井手町の自然と遺跡」という第一集が発行されました。それから第二集、第三集ときまして、平成11年11月に第五集というのが出ました。「井手町の近代1と文化財」という題で第五集が発行されておりまして、今まで5巻が発行済みとなっておりますわけですが、その後、平成11年以降発行が途絶えたままになっております。まだ町史編集は完了しておらないわけでありまして、中途半端の状態になっております。それにつきまして4点ご質問したいと思います。

まず1点目。この要綱によりまして編集委員は定員15名ということになっておりますけれども、その後メンバー変更とか追加はないのでしょうか。第五集発行の時点での編集委員を見てもとすると、その後、この編集委員の方13名名前が挙がっておりまして、そのうち3名の方は既にもうお亡くなりになっております。新しいメンバーが変更になっておらなければいけないんですが、その後どうなっているのでしょうか。

第六集の発行の予定、第5巻の次の集の発行はあるのかどうか、教えてください。

それから3点目に、編集委員会の会合は現在も継続されておるのでしょうか。編集委員会をやってられるということ余り聞いたことがございません。

ので、その辺も教えていただきたいと思います。

それから4点目。今後の編集の方向づけはどのように考えておられるのか、やるのかやらんのか。やらないのであれば、この要綱についても一応区切りをつけるという形をとらなければならんというふうに思いますが、私、一応五集まで全部読ませていただきましたけれども、まだまだ六集、七集と出していただきたい内容だというふうに思いますし、非常にいい内容だというふうに思いますので、ぜひとも続けていただきたいというふうに思っています。昨年井手町文化協会が設立をされまして、こういうことを契機にぜひとも編集作業を今後も継続して続けていただきたいなというふうに思っております。この点につきまして質問させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の井手町広報板の有効活用についてであります。まず、広報板の各区ごとの設置数は玉水区5カ所、水無区3カ所、上井手区2カ所、田村新田区1カ所、石垣区3カ所、北区7カ所、南区6カ所、東部区3カ所、西部区2カ所、南部区4カ所、北部区3カ所で、合計42カ所であります。

次に、広報板の総括管理部署につきましては企画財政課で、メンテナンスにつきましては、不定期ではありますが年1回程度の見回りを行い、修繕が必要な場所については修繕を行ってまいりました。平成19年には3カ所の修繕を行ってまいりました。また昨年にはすべての広報板を点検し、その中で今年度は見えにくくなっているアクリル板3カ所と傷みの激しい広報板2カ所の修繕を予定しているところであります。

次に、広報板の掲示につきましては、町のイベント案内ポスターや啓発ポスターなどともに、各区の行事などに利用されております。

次に、各区にお願いをして各戸配布をしている配布物につきましては、「広報いで」や「役場だより」をはじめ、住民に周知し少しでも参加を促すための各種教室やイベントの申し込みつきの案内と、関係機関のお知らせなどがあります。

次に、掲示物の撤去につきましては、掲示された方が責任を持って撤去し

ていただくこととしておりますが、期間が経過しても撤去されていないことでもありますので、今後は広報いでなどの配布時に点検を行い、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。また、各戸配布している配布物につきましては、これまでから各区からのご要望によりまして、基本的にB4の大きさを両面刷りのものと統一して、量の削減に努めているところであります。

2点目の井手町史の編さん継続についてであります。まず井手町史につきましては昭和48年1月に第一集「井手町の自然と遺跡」を、昭和50年7月に第二集「日本文学にあらわれた井手町」、昭和54年3月に第三集「井手町のくらしの歴史」、昭和57年3月に第四集「井手町の古代・中世・近世」、昭和58年3月に特別編「南山城水害誌」、平成11年11月に第五集「井手町の近代1と文化財」を発刊してきたところであります。第五集を発刊するに当たり、編集委員会において当初は井手町の近代と民俗伝承という内容で予定をしていただいていたおりましたが、その当初の予定を一部変更して「井手町の近代1と文化財」として発刊となったものであります。岩田議員お尋ねの編集委員の変更や追加や第六集発行の予定、会合の継続、今後の編集の方向づけにつきましては、当時の編集委員において第五集の発刊をもって井手町史の編さんについては一たん休止し、今後町史を編さんできる状況となった場合には、委員会において再開するという申し合わせをされてきたところであります。

以上の経過から、編集委員のメンバーにつきましては、第五集発刊当時のメンバーでお残りいただいている状況であります。本町といたしましては町史編集委員会の委員の方々の申し合わせを尊重しておりますが、第五集の発刊から今日までかなりの年月が経過していることから、これらの活動について改めて町史編集委員の皆様のご意見を聞いてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田議員。

5番（岩田 剛） 1点目の広報板であります。順次入れかえといいますが、やりかえということになしに、一斉にやっていたかかないと、見えるやつと見えないやつが混在しますので、そんなに費用的にはかからないと思

ますので、一斉に前面のアクリルを新しいのにかえていただくようお願いしたいと思います。

それと、責任部署が定期的にやっぱり点検をしていただかないと、掲示された部署が掲示の期日が来て不要になったものを撤去するというのを忘れていたり、放置されたりというふうなこともありますので、必ず1カ月に1回点検に回っていただくように、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

それと各戸配布も、私、ことし自治会の役員やらせていただいておりますけれども、非常に多いんです。持ちきれないぐらいたくさん配布物があります。大きさもまちまちで縦横、縦に印刷してあるやつ、横に印刷してあるやつ、いろいろありまして、非常に配りにくい状態なんですけども、まだまだ、内容を見てましたらこれは広報板で十分対応できるのではないかなと思うやつもたくさんあります。結構この辺の交通整理が十分できておらないのではないかなと、企画財政課の方にその辺の、これは各戸配布すべきものかどうかということをもう1回点検をいただくように、今現在各戸配布しているものの中でも、掲示で済ませるものがありましたらぜひとも掲示で済ませていただくようお願いしたいというふうに思います。

それから2点目の井手町史の編さんであります。編さん委員会の意見を待つのではなしに、町として、この編さん作業は継続をしていくのかいかなのか、これでもう打ち切るのがということをはっきりしていただいた方がいいのではないかなというふうに思うんです。編さん委員会が頑張るってやると言うたら応援するぞという消極的な形でなしに、やっぱり文化協会ができたわけですから、井手町をよりよく理解していただくためにはこれの続編、必要やと思います。特に旧山城町の方では、その地域の民俗、伝承だとか民俗に対して大変立派な冊子ができておりまして、これは行政が中心になってやるのでなしに、地元の老人会が中心になってやったんです、当時。相当立派なものができておりまして、非常によくわかるんです。わかりやすく読みやすい本になっております。ああいうものを井手町の民俗についての記述が、この町史の中にはないんです。全くないんです。ぜひとも昔からの伝承だとか、地域地域に残っております伝承を文章とか本にして残しておきたいなど、残してほしいなどというふうに思いますので、ぜひとも第六集の発行をお願いしておきたいというふうに思います。町の方が指導していただいて、何とか編集委員会をリードしていただきたいなどというふうに思っております。

ます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（木村武壽） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治） 今の岩田議員の質問であります、広報板の1点目につきましては先ほども答えましたとおり、19年度のとくに全面的に点検を計画的に修繕を行つていこうということで、今年度アクリル板の悪い箇所3カ所、また中の板の傷みが激しい2カ所について、5カ所について修繕を行う予定で予算を計上しております。

2点目の定期的に1回、いろいろな配布物が期限が過ぎても掲示されているというような状況でありますので、先ほども答えたように、毎月10日の広報時に、各区の方に配布を持っていったときに広報板を点検するというように考えております。それから、三つ目の配布物の関係であります、これは以前からいろいろ区長さんに配布をお願いをしているんですけども、いろいろなサイズの統一性がなかったということで、それを数年前にB4のサイズに改めようということで協力をお願いをしてきたところでございまして、また配布物が多くなつてきているのは、それだけこの配布物が有効に活用されているのではないかとということで事務局としては受けとめておまして、また最近では小・中学校の配布物、また警察等の配布物等が順次多くなつてきていることではあります、大変重要な、大事な配布物でありますので、各戸配布なりをしながら今後進めていきたいと考えております。

それから2点目の町史の関係であります、先ほども答えていたとおりなんですけども、11年に五集を発売して以来かなりの年月がたつていこうということで、その当時、先ほども答えましたように、一たん委員会の中で休止をしようということで、当初民俗伝承の発売をする予定だったんですけども、委員の中でなかなか上がつてこなかったという状況もありまして、委員総意のもとで休止をして、改めて執筆が上がる状態であればもう一度集まつてその後の町史を発売していこうというような申し合わせがされてきました。その後、かなり時間もたつておりますので、今回岩田議員がおっしゃるとおり大変重要な歴史の関係でありますので、委員さんの意見を聞いてこれからどうするかということを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

事前に通告しておりました次の4点につきまして、一般質問をいたします。

まず最初に防災対策及び災害時における被災者支援システムの普及、活用について質問いたします。

95年の阪神大震災で大きな被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、被災者証明の発行に迅速に対応できるほか、救援物資の管理、仮設住宅の入退去、義援金の交付などの業務が行えるもので、全国の地方公共団体が無償で同システムを入手することができます。災害時においては行政の素早い対応が被災者支援並びに復旧、復興には不可欠であり、平時に被災者支援システムを構築しておくことが極めて重要であると思います。また、このたびの東日本大震災を受けて、防災計画の見直しも必要と考えます。そこで次のことについて質問します。

1、現在の防災計画は何度の震度を想定して計画されているのか。また、今回の震災を受けての防災計画の見直しについての考えをお伺いします。

2、被災者支援システムの導入についての考えをお伺いします。

3、既に実施していただいている災害時要配慮者名簿の現在の登録状況及び取り組み状況等についてお伺いします。

4、災害発生時には広域避難所に指定されている小・中学校等の公共施設に災害用備蓄品を収納する倉庫等を整備するなど、避難所としての機能を充実させることが必要であると考えますが、本町の考えをお伺いします。

5点目に、以前にも一般質問しましたが、緊急地震速報システムの導入についての考えをお伺いします。

次に、消費電力の削減対策について質問します。

役場や小・中学校の太陽光発電の設置をはじめ、幹線道路における太陽光による街路灯が設置されるなど、公共施設の消費電力の削減対策に取り組まれ、温室効果ガスの排出削減や省エネに大きな効果を上げられています。また公共施設においても計画的に照明器具をLEDに取りかえてきました。L

LEDに取りかえることで、寿命は3倍長持ちし消費電力は約3分の1になり、二酸化炭素CO₂の排出量は5分の1に減ると見込まれています。特に各区から毎年要望により設置されている街灯を、蛍光灯からLEDにすることも必要ではないかと考えます。そこで、今後の本町における省エネ対策について、次のことについて質問いたします。

- 1、消費電力の削減対策の基本的な考えと主な取り組みについて。
- 2、今後の公共施設のLED照明の取りかえ計画について。
- 3、各区からの要望により設置されている街灯のLED化について。
- 4、本年度のCO₂削減目標についてお伺いします。

次に、建設事業の早期完成について質問します。

本年度の建設事業については、新年度予算においても繰り越し事業も含め積極的に予算化されており、住民をはじめ町内の建設関連企業からも期待されています。特に本年は東日本大震災の影響もあり、マスコミ等では一部の建設関連資材が十分調達できない可能性があると言われており、早期発注しなければ対応できないことにもなりかねません。また昨年度においては、工事発注が年度の後半に集中したことから、秋までには完成すると期待していた万灯呂山のバリアフリー事業においても年度末完成となりました。さまざまな要因はあったかもしれませんが、年度後半に発注が集中しないように、計画的に実施されることを望みます。そこで、次のことについて質問します。

- 1、建設工事の発注に当たっての基本的な考え方について。
- 2、昨年、産業厚生常任委員会で現地調査をいたしました井手地区共同墓地の水くみ場の施設概要と完成時期について、具体的にお伺いします。

3、本年度計画されている建設事業において、震災の影響による資材調達は大丈夫なのか。また、どのような市場調査をされているのかお伺いします。

最後になりましたが、学校教育における学力向上対策について質問します。

小・中学校における学力向上対策として、ジョイントアップ推進事業をはじめ、本年度から、調べる学習地域コンクール事業等さまざまな取り組みがされてきており、学力向上に対する取り組みの成果が出てきているものと思います。特に中学校においてはチャレンジ学習事業として漢字検定、英語検定等の取り組みが進められており、受験者に対する学習支援が図られてきています。そこで次のことについて質問します。

- 1、昨年度のチャレンジ学習事業における成果と課題について。

2、小学校における漢字検定、英語検定の取り組みについて。

3、各種検定料の負担について、受験者負担か公費負担なのか。

4、中学校卒業までに全生徒が検定の合格目標を定め、挑戦する必要があると考えますが、教育委員会としてどのように考えられておられるのかお伺いいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 岡田議員の4点目の、学校教育における学力向上対策についてお答えいたします。なお、他の質問につきましては担当理事から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

まずチャレンジ学習事業の成果につきましては、昨年度、高校在学程度とされる準2級に、漢字検定、英語検定それぞれ1名、中学卒業程度とされる3級に漢検14名、英検9名、中学在学程度とされる4級に漢検5名、英検9名が合格するなど、漢検に41名が受験し22名が合格、英検に32名が受験し23名が合格いたしました。受験した生徒は日常の学習でも目標を持って学習に向かう意欲が高まってきたという報告を受けておりますし、こういった合格者を生み出すことは、スポーツ活動で活躍する生徒と同様、ほかの生徒にとりましても一つの目標や励みになっているようでございます。課題というより工夫や努力を要する点でございますが、何分放課後及び家庭での学習活動となりますので、部活動との両立や学習時間の確保に一層の工夫や努力を要する状況でございます。

次に、小学校における漢字検定、英語検定の取り組みですが、漢字検定につきましてはいづみ児童館と両小学校が連携して実施いたしております。受験希望者を募り漢字検定用の問題集により個別指導を行っております。昨年度は小学6年生修了程度の5級に4名、小学5年生修了程度の6級に3名、小学4年生修了程度の7級に3名が合格するなど、井手小、多賀小合わせて37名の児童が受験し32名が合格いたしました。なお、英語検定につきましては、まだまだ英語になれ親しむ時期でございますので取り組んではおりません。

また、チャレンジ学習事業に係る経費につきましては、教材費や指導体制

充実のために雇用しております非常勤講師の報償費などは公費で賄っておりますが、検定料につきましては個人の資格取得にかかわることですので、受験者負担といたしております。なお漢検につきましては、日本漢字能力検定協会の制度といたしまして生活保護世帯の生徒・生徒は無償となっておりますが、今後本町といたしましても就学援助対象の児童・生徒についてどのように考慮していくか考えてまいりたいと、このように考えております。

最後に、中学卒業までに合格目標を定め全生徒に挑戦させることにつきましては、授業のように全員必修のものとは異なりまして、個々の児童・生徒の興味、関心や特性に応じてより高い目標に挑戦していく性格のものでございますので、それぞれの検定の目安であります中学卒業程度、中学在学程度などといった目安を示しながら、議員ご指摘のとおり、学力向上に向けての重要な取り組みの一つとして、より多くの生徒が主体的に受験するよう指導してまいりたいと、このように考えております。

議長（木村武壽） 次、答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 1点目の防災対策及び災害時における被災者支援システムの普及、活用についてであります。まず一つ目の現在の防災計画上の震度の想定につきましては、震災対策編にて発生確率が高いと言われている海溝型の東南海・南海地震が発生した場合の震度6弱をはじめ、本町に甚大な被害をもたらすと言われている直下型の奈良盆地東縁断層帯地震が発生した場合の震度7などを想定しております。また今回の震災を受けての防災計画の見直しにつきましては、京都府において、今回の東日本大震災の発生を受けて国の防災計画との整合性や被害想定の見直しを検討していると伺っており、京都府の地域防災計画に変更があれば、本町の地域防災計画も見直しを行ってまいりたいと考えております。

二つ目の被災者支援システムの導入についての考え方についてありますが、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市において開発されたシステムであり、近隣自治体ではまだ導入例はありませんが、そのシステムが災害時に有効であるのかどうかも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

三つ目の災害時要配慮者名簿の現在の登録状況につきましては、当該登録申請の受け付けを始めた平成20年度末の登録者数は72名でありましたが、民生児童委員の方々の登録申請を促進する活動をはじめ、自主防災組織の協力などによりまして、現在の登録者数は当初の3倍の224名となっております。今後も広報による周知をはじめ、関係団体などの協力を得ながら、災害時要配慮者の登録の促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

四つ目の避難所としての機能の充実につきましては、現在市町村における備蓄物資の種類や数量などについて基準がないことから、京都府に対しそれらの基準を示すよう要望しているところであります。今後それらの基準が示された場合に、それらを参考にしながら避難所ごとに備蓄物資をどのような方法で収納するのかなど検討してまいりたいと考えております。

五つ目の緊急地震速報システムの導入につきましては、現在テレビや携帯電話などの身近な情報網により緊急地震速報を入手していただけることから、まずこれらを活用していただくことが有効ではないかと考えております。

2点目の消費電力の削減対策についてであります。まず一つ目の消費電力の削減対策の基本的な考えと主な取り組みにつきましては、環境負荷の少ない生活様式の確立を実現するため、平成20年12月に井手町地球温暖化対策実行計画を策定してきたところであります。その内容につきましては、平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間として、本町の施設から排出される平成17年度から平成19年度の温室効果ガス排出量の平均値から5%を削減する目標を掲げておりましたが、計画の初年度におきまして、太陽光発電装置設置やLED照明整備などさまざまな取り組みを実施したことにより、当初の5%の削減目標値を達成すると見込まれることから、その計画期間を平成22年度から平成26年度と1年ずらし、温室効果ガス排出量の削減目標値を10%と上方修正してきたところであります。

主な取り組みとしては、庁舎やいづみ人権交流センター、小・中学校に太陽光発電装置の設置をはじめ、エコ防犯ソーラーライトの設置、各施設へLED照明の整備を順次進めているところであり、平成23年度もこれまでと同様に、賀泉苑や自然休養村管理センターに太陽光発電装置や街頭に代わるエコ防犯ソーラーライト設置、LED照明整備を予定しており、引き続き温室効果ガス削減に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の今後の公共施設のLED照明の取りかえ計画につきましては、庁舎やいづみ人權交流センター、保育園、小・中学校、井手分署などの各施設の廊下や会議室、トイレなどを中心に計画的に設置してきており、今後山吹ふれあいセンター、自然休養村管理センターなどの照明を取りかえていきたいと考えております。

三つ目の各区からの要望により設置されている街灯のLED化につきましては、まず先ほども述べさせていただきましたが、現在のところ各施設の照明を計画的に取りかえており、また昨年度には街灯14カ所をエコ防犯ソーラーライトに取りかえてきたところであります。現在のところ公共施設の照明を順次LEDに取りかえておりますので、まずそれらの整備を進めてまいりたいと考えております。

四つ目の、本年度のCO₂削減目標につきましては、5年間で10%以上の温室効果ガスの削減目標を掲げており、平成22年度から平成26年度の計画期間のうち、平成22年度で5.9%の削減を達成しており、本年度に実施する太陽光発電装置の設置やエコ防犯ソーラーライトの設置、LED照明の整備などの事業に取り組むことで9.3トン、率にして1.1%の削減を見込めるものと考えておりました、平成22年度とあわせると、本年度末には率にして7%削減できる見込みであります。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） 3点目の建設事業の早期完成についてであります。まず建設工事の発注に当たっての基本的な考え方につきましては、本町の地場産業である建設業は、バブル崩壊や「コンクリートから人へ」という政府の政策の変更などから建設業を取り巻く状況は大変厳しくなっておりまして、建設業に従事する住民も多いことから、地元企業への経済対策の一環としてより一層早期発注、早期完成に努めてまいりたいと考えております。具体的には本年5月2日に公表しました平成23年度の発注見通しにより、発注計画に基づいた計画的な執行を推進していきたいと考えております。

次に、井手地区共同墓地の水くみ場の施設概要につきましては、新設する水くみ場は現在の水くみ場付近に加圧ポンプを設置し、東側へ約160メー

トル離れた先で約22メートル高い位置に蛇口2栓を設け、排水設備もあわせて整備するものでありまして、設置場所につきましては産業厚生常任委員会で視察いただきました場所に計画をしております。現在工事発注準備を行っております、順調にいけば8月上旬の完成を目指して取り組んでいるところであります。

次に、本年度計画している建設事業において、震災の影響による資材調達は大丈夫なのかにつきましては、既に発注済みの工事におきまして現在のところ発注業者から資材調達に影響があるとは聞いておりません。また、どのような市場調査をしているかにつきましては、建設業関係について京都府が4月7日から12日にかけて実施された東日本大震災に伴う京都企業への影響等に関する官民合同調査と、国土交通省が毎月実施されている地方整備局等の建設資材の需給状況などに関する情報によりまして、情報収集に努めているところであります。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 2点ほど再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、消費電力の削減対策でございますが、今回の東日本大震災を受けて本年は昨年以上に節電を求める声が多く聞かれているんですけれども、また関西電力においても15%の節電を求める内容の報道がテレビ、新聞などで報じられております。本町においては役場はじめ公共施設での節電目標をどのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

また、住民への節電の働きかけも必要でないかというふうに思います。住民への働きかけについて何か考えておられることがあればお聞かせ願いたいと思います。

次に、学校教育における学力向上対策についてでありますけれども、検定料の無料をお願いしたいんですけれども、近畿のある市町村では今年度から小・中学校に通う全児童生徒に対しまして、日本漢字能力検定を無料で受けられるように事業費を計上しているところがございます。そこでは全員が中学卒業までに3級を合格することを目標に定めて頑張っておられるそうでありまして、家庭の教育費軽減と、また全生徒が受けられるようにぜひとも公費

で補助をしていただけるように、再度検定料の公費負担についての考えをお伺いしたいと思います。

最後ですけれども、被災者支援システムの導入ですが、このたびの東日本大震災前までは同システムを導入している市町村は200自治体ほどございました。震災後は300自治体を超えたというふうにも伺っております。また、今回被災されました東北地方では、ほとんど導入していた自治体がなかったということも伺っております。このシステムを導入しておくことにより、自治体の被災者支援に関する必要な情報のバックアップが可能になり、仮に役場などが被災に遭った場合でも被災者支援、復旧に迅速に対応することができるものでございます。ぜひとも研究検討していただき、導入していただきたいことを強く要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松田教育長。

教育長(松田 定) 岡田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、例えば他の部活動の段位の取得等の検定料等も個人で負担するところとなっておりますし、そこら辺とのバランスもございますし、基本的には資格取得ということで受験者の負担ということをお願いしているわけですが、いずれにいたしましても経済的負担によって受験の機会が奪われるといったことは決して放置できませんので、就学援助対象児童・生徒につきましては早急に検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 私の方から節電対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

去る6月10日付で、本町に参りましたのは6月16日付で、関西電力の方からことしの夏の節電対策について15%の節電を求めるという形で協力の要請がございました。町長の方から速やかに本町においても取り組むようという指示を受けまして、明くる6月17日に緊急の節電対策会議を開いたところでございます。その中で2点、私の方から各所属の理事・課長に申

し上げてまいりましたのは、町長から地球温暖化対策のCO₂削減目標に掲げております具体的な取り組みについて再度徹底を図ることを一つ、もう一つは具体的なこの夏、7月1日から9月22日までの間の15%節電に対する取り組みを、各所属長が具体的にみずからの職場の中で提案をするようにということをご指示いただきまして、その旨を会議の中で徹底してまいりまして、6月23日にその結果を持ち寄りまして、具体的な7月1日からの取り組みを決めて徹底して取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。なお、住民への働きかけにつきましては、まず役場の方で各公共施設につきまして取り組みをする中で、関西電力からも住民へのご家庭へのご協力という冊子も来ておりますので、それらの配布物を活用しながら働きかけも強めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんね。

この際、暫時休憩します。11時30分でお願ひします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、村田晨吉議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 村田晨吉です。

さきに通告しておりました次の2点についてお尋ねをいたします。

まず、1番目にスクールミドルの状況についてお尋ねをいたします。

最近、学校改善のキーワードとしてスクールミドル、ミドルリーダーという言葉をよく耳にいたします。団塊の世代が大量退職する時代を迎え、それを補充するために新任教員を採用されますが、それらの教員を指導するミドル層の薄さとミドルリーダーとしての経験が少ないため、ある教員は主任の経験がないまま年を重ねてきたので若手教員の育成や指導をどうしてよいかわからないと言われております。それは学校の危機感でもあるように聞いております。井手町における小・中学校各校の教職員の年齢や経験年数のバランス、男女比率、非正規職員の占める割合はどのようになっているか。井手町内の学校に非常に長期に在職される方と、一、二年ですぐ転勤される方が

あると聞いておりますが、人事異動の方針はどうなっているか。全国的にメンタルヘルスの問題を抱えた教職員がふえていると言われておりますが、本町の学校ではメンタルヘルスで休まれている方や休職中の教職員はいないか、お尋ねをいたします。

次に、有害鳥獣防止対策等についてお尋ねをいたします。

有害鳥獣防止対策について、ことしは予算がふえ被害防止さくの設置に補助をするということですが、具体化されているのか。町としても積極的に提案していくべきではないかと思えます。本年も猿によるタマネギなどの被害が出ているとの話を聞いておりますが、最近の被害の実態を把握しておられますか。また、狩猟免許等所持者は減る一方であります。町職員の免許取得を図ってはどうか。特にわなの免許を取る職員が取得することが必要ではないかと思えます。

以上、お尋ねいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 村田晨吉議員のスクールミドルの状況についてのご質問についてお答えいたします。

まず、井手町における小・中学校各校の教職員の年齢や経験年数、男女比率、産休・育休・代替等の講師、いわゆる非正規職員の割合につきましては、それぞれ概数で、井手小学校は20歳代12%、30歳代52%、40歳代16%、50歳代20%であり、男性52%、女性48%、講師は1名で4%であります。多賀小学校は20歳代8%、30歳代33%、40歳代42%、50歳代17%で、男性42%、女性58%、講師は1名で8%です。泉ヶ丘中学校は20歳代14%、30歳代38%、40歳代14%、50歳代34%であり、男性59%、女性41%、講師は5名で17%であります。

次に、人事異動につきましては、基本的には任命権者であります京都府教育委員会の人事異動方針に基づき実施されることとなっておりますが、本町としましては毎年度定めている教育指導の重点に基づく学校教育推進のため、教職員の組織の充実を目指して進めております。個々の教員の状況により在職年数の長短が多少生ずることはありますが、このところ一、二年で異動している教職員はおりません。また、現在、本町ではメンタルヘルスに係る

休職中の教職員はおりません。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） 2点目の有害鳥獣防止対策等についてであります。有害鳥獣被害防止対策の具体化につきましては、平成22年度に作成しました井手町鳥獣被害防止計画に基づき追い払い道具や捕獲おりの購入、防護さくを設置するための事業などに取り組んでいるところであります。

次に、猿による被害の実態につきましては、ことし2月に関係機関とともに実施した広域捕獲以降は町への目撃情報も減少しておりましたが、4月中旬より住民からの目撃情報が増加してきておりまして、通報があれば現場へ駆けつけ、追い払うとともに被害状況を把握しているところであります。

次に、町職員の免許取得につきましては、職員が免許を取得しても一概に被害が減るわけではなく、井手町鳥獣被害防止計画に基づき地域協議会を設置しまして地域が一つになって取り組み、被害の軽減を目指さなければならないと考えております。一方で、猟友会会員の高齢化により後継者不足も課題となっていることから、啓発などを行い狩猟免許の取得の推進を図っているところであります。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉）

議長（木村武壽） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

1 番（西島寛道） 1 番、西島です。事前通告しておりました 2 点について質問いたします。

まず最初に外国語活動・国際理解教育推進計画についてお尋ねいたします。

本町は面積の約 7 割が山林に囲まれた産業の少ない町であります。そのような中で、子供たちは本町の宝であり貴重な財産でもあります。今、本町の教育環境は太陽光発電をはじめ全教室が空調施設の整った大変すばらしい環境にあります。これに伴いこれからは学力の向上が期待されるところでございます。全国の小学校で今年度より 5、6 年生の生徒を対象に外国語活動授業として本格的に英会話の授業を取り組まれています。日本語と英語には音域の違いがあり、なるべく早い段階で英会話に触れる方がいいとお聞きします。本町では保育園・小学校と英会話授業が年数回行われているとのことですが、その授業時間と指導計画をお伺いいたします。

次に、本町の少子高齢化について 2 点お聞きいたします。

現在本町の人口は 8, 200 人余りの中、就学前児童ゼロ歳から 5 歳の人口率が 4 % 台、小・中学校の人口率が 8 % を切っている状況であります。しかし 65 歳以上に至っては人口率が 26 % 台と、典型的な少子高齢化現象となっております。そのような中、本町においても特別養護老人ホームいでの里があり、100 名以上の高齢者の方が入所、通所しておられますが、待機されている高齢者の方が 50 名以上おられると聞いております。介護施設がないという理由でほかの地域に介護を受けるため、住みなれた井手町を出ていかななくてはならないというのは大変悲しいことではないでしょうか。今後高齢者人口が増加する中で、老人介護施設などがもっと必要であると思われませんが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

2 点目でございますが、今後ますます進んでいくと思われる少子化の中、本町には現在保育園が 3 園ありますが、保護者などの話によりますと、乳幼児の減少に伴い 3 園の入所者数は減少しているとお話をお聞きいたしました。実際はどのような状況にあるのでしょうか。3 園の定員数と実際通園している園児の数を伺います。もし園児の数が定員を満たしていないのであれば、今後どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 西島議員の1点目の外国語活動・国際理解教育推進計画についてお答えをいたします。なお、2点目の質問につきましては担当理事から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

小学校5、6年生での外国語活動につきましては、本町におきましては平成21年度の移行期間から実施しており、今年度から学習指導要領全面実施に伴い本格導入となったものでございます。学習指導要領に示されております、外国語を通じてコミュニケーション能力の素地を養うとともに、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めるといった、こういった目標に基づきまして、あいさつとかジェスチャーを交えた会話、自己紹介の仕方、食べ物それから衣服、数の数え方など、こういったことに関する指導計画を立てまして、学習活動を進めております。

授業時間数は小学校5、6年生が年間35時間であり、そのうちアメリカから来ております外国語指導助手、いわゆるAETでございますが、が入って、担任とともに指導するのが約20時間程度でございます。議員ご指摘のとおり、早い段階から英語に接しなれる機会を持つことは大変大切なことだと考えておまして、保育園には月1回程度、小学校1年生から4年生で年間7時間から8時間、AETが出向きまして遊びを取り入れながら英語に親しませるよう活動しているところでございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦） 西島議員の2点目の、井手町の少子高齢化社会についてのご質問にお答えいたします。

全国的に少子高齢化が急速に進む中で、本町においても議員ご指摘のとおり、乳幼児をはじめ児童生徒の人口は減少し、65歳以上の高齢者は年々増加しております。5月末現在の年齢別比率では、0歳から14歳が12.10%、15歳から64歳では61.65%、65歳以上の高齢者は26.25%であり、団塊の世代が65歳を迎える二、三年後には一挙に高齢化率が高くなる状況であります。ご質問の、特別養護老人ホームいでの里の入所状況や待機状況を踏まえ、新たな介護施設の必要性につきましては、いでの里

への入所を希望され待機されている方々の状況を確認いたしましたところ、ことしの5月末現在では、入所申込者が157名であり、うち70名が井手町の方でありまして、そのうち要介護3以上の方は50名とお聞きしております。最近の入所判定委員会では、入所の順番が来ても、複数の介護施設に申し込みをされていることから、他の特養への施設入所を既に決定されておられたり、引き続き在宅サービスの継続を希望されるなど、将来に備えての申し込みと思われまして、50名すべての方が入所を希望されているとは言えないと考えております。また、新たな施設整備につきましては山城北高齢者健康福祉圏域での調整や事業計画、さらには施設整備を実施する法人の有無など、さまざまな課題もあることから、十分な検討が必要であると考えております。

なお、京都府が昨年度実施された介護保険サービス利用者アンケート結果では、今後の生活場所について自宅で生活したいと答えた方が7割強で最も多く、その理由は住みなれた自宅で生活したいからが8割弱を占める結果となっております。介護を必要とする方ができる限り自宅で自立した生活を営むことを、本人もご家族も望まれているのではないかと考えられます。本町では健康で生きがいを持ち、住みなれた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを基本理念に、高齢者の自発的な健康づくりによる健康の維持・増進やできるだけ元気で自立した生活が送れるようにするための介護予防の推進、さらに介護が必要になった場合にその方の状態に合った適切な医療、介護、福祉のサービスの提供など、地域包括ケアシステムの充実を図り、高齢者を支える仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各保育園の定員に対する園児数につきましては、玉川保育園は0歳児から3歳児までの定員46名に対し44名であり、4歳児、5歳児については全員入所としておりますので、63名であります。多賀保育園は3歳児の定員20名に対し14名であり、4歳児、5歳児については玉川保育園と同様に全員入所としておりますので34名であります。いづみ保育園は1歳児から3歳児の定員60名に対し39名であります。

なお、乳幼児の減少に伴う今後の保育園のあり方につきましては、3園ともそれぞれの経過があることから、現在のところは今までどおり運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

1 番（西島寛道） 要望になるのですが、人口減少社会が進む中の少子高齢化現象で、老人介護施設と乳幼児施設とのバランス、住民のニーズにこたえていくのは大変なものがあると思われませんが、高齢者の方が住みなれた井手町で暮らしていけ、また子育て環境の目標に掲げられておられるように、子供を安心して産み育てていける環境が形成されるまちづくりを、汐見町長のもと行政が一致団結して今後もなされていけますようにご要望いたします。以上です。よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 次に、村田忠文議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

8 番（村田忠文） 8 番、村田忠文です。

事前通告しております 2 点についてお伺いいたします。

まず 1 点目に、井手小学校と多賀小学校の学校行事の合同実施についてであります。町内には井手小学校、多賀小学校の 2 校の小学校があります。井手小学校では 4 年生のときに南山城少年自然の家へ林間学習へ、5 年生では京丹後市へ臨海学習へ行っていますが、一方多賀小学校では 4 年、5 年とも一緒に南山城少年自然の家へ林間学習へ行っており、1 人の児童が 2 回林間学習を経験することになります。やはり 5 年生の段階で井手小学校と同じように臨海学習を体験させることはできないものかと考えております。人数や引率の教員数を確保する問題があるのなら、井手小学校と合同で実施する方法もあるのではないのでしょうか。I D E ゆうゆうスポーツクラブでは、夏休みにアドベンチャー授業として昨年、一昨年と井手小学校の臨海学習を参考に独自の臨海学習に取り組みましたが、井手小に比べ多賀小からの参加者が少なかったのは、多賀小の児童に大遠泳の楽しみや感動を経験する機会がないからではないかと考えております。多賀小学校は児童数は少ないですが、できることならば同じ体験をさせてやりたいと思います。また、6 年生でも両校とも同じ広島へ修学旅行に行っていますが、この際修学旅行も合同で実施するという方法も考えられます。私のころは臨海学習も修学旅行も井手小学校と多賀小学校が合同で行っていたように記憶をしております。両小

学校の児童の多くは小学校卒業後泉ヶ丘中学校で一緒になります。これまでも井手小、多賀小が合同で陸上運動交歓記録会や水泳交歓記録会など、児童が交流する事業にも取り組まれています。ジョイントアップ事業では児童会、生徒会の交流も行われているようですし、交流の機会がふえれば中学校生活にもスムーズになじめるようになるのではないのでしょうか。教育委員会の考えをお伺いいたします。

2点目に、道路の交通安全対策についてであります。府道と東井手線の三軒坂の交差点についてですが、消防井手分署のほうから南進してくる車に一たん停止の規制があるのですが、これがなかなか守られていない状況にあります。そもそも一たん停止の標識があるのですが、かなり高い位置にあるように思われます。道路面に「とまれ」と表示するなど、関係機関に要望できないのでしょうか。

また多賀バイパスも特に夜間には猛スピードで通行する車が多く見受けられます。取り締まりなどの実施を要望できないのでしょうか。

それと、先日多賀地区に開業いたしました多機能事業のレストランへの出入口になっております梅溪橋南詰め部分であります。施設から国道307号へ出る車が橋の上で信号停車すると、離合が困難なため周辺の交通にもいろいろ影響が出ています。梅溪橋のかけかえが実現するまで、施設の出口にドライバーへの注意書きを掲げるなど、何らかの安全対策をお願いできないのでしょうか。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（木村武壽） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 村田忠文議員の1点目の井手小学校と多賀小学校の学校行事の合同実施についてお答えをいたします。なお、2点目の質問につきましては、担当理事から答弁いたしますのでよろしくお願ひいたします。

本町におきましては従来から小学校陸上運動交歓記録会や水泳交歓記録会を合同で実施してまいりましたが、ここ数年はジョイントアップ推進事業の一環として児童会・生徒会合同のあいさつ運動やエコ活動の取り組みにおいて、また小学生の中学校における授業や部活動体験などで、両校の児童が交流する機会がより一層ふえるよう努めてまいりました。議員ご指摘のとおり、

ともに泉ヶ丘中学校へ進む仲間として小学生のころから交流を深めることは重要であると考えておりました、中でも修学旅行や林間・臨海学習など泊を伴う校外活動は有効な機会となるとともに、教員の引率指導体制においてもより充実する面も見られるのではないかと、このように考えております。現在両校においてはともに広島方面で実施しております修学旅行につきまして、日程を合わせるなどの工夫をし、合同開催もしくは行き先での交流などできないものかと検討を始めたやに聞いております。こういったことを契機といたしまして、それぞれの学校の取り組みの経過を尊重しながら調整の努力をし、また保護者の皆さんのご理解も得ながら、可能なところから合同実施が図れるよう、教育委員会としても両小学校の取り組みを支援してまいりたいと、このように考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 2点目の道路の交通安全対策についてであります、まず府道と東井手線の交差点の一たん停止の標識につきましては、田辺警察署に尋ねましたところ、井手分署から南進してくる場合に上り坂となること、また道路上の標識であることから一定の高さを確保しつつ大きい標識が設置されているとのことでありました。しかし現在の状況において、一たん停止が守られていないとのことでもありますので、田辺警察署に確認していただきながら、当該丁字路における安全対策のための効果的な標識等を設置していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、多賀バイパスには当該道路を横断するなどの際、猛スピードで通過する車両を抑制し、歩行者の事故をはじめ車両同士の事故などを回避するために、地元から信号機設置を要望され、現在では2基設置されている状況であります。しかしながら、猛スピードで通行する車両が多く見受けられるとのことでもありますので、田辺警察署に確認していただきながら、多賀バイパスの安全対策のため取り締まりなどを実施していただけるよう要望していきたいと考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） 2点目の道路の交通安全対策についての梅溪橋南詰め部分につきましては、橋の上で車両が停止しないよう町道11-7号線西側に注意喚起の看板などを設置するとともに、工事施工時にはガードマンによる誘導を行っているところであります。また、梅溪橋南詰めの信号停止線につきましては色が薄くなっていたことから、6月9日に田辺警察署に修繕要望を行ったところでありまして、実施の方向で調整いただいております。今後、町道11-7号線西側には一たん停止の停止線及び標識が設置される予定であります。

以上であります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

8番（村田忠文） 1点目の井手小と多賀小との合同事業の実施についてありますが、ただいま答弁いただきましたように、泊を伴う事業についての交流が、私も大変重要に思っております。できることでありましたら、先ほど言われた6年生の卒業旅行並びに5年生での臨海学習、また4年生での林間学習の合同実施を要望しておきたいと思っております。それと、できることならば、南山城少年自然の家も、その施設でいいかなと思うんですけども、我が町にも大正池グリーンパークという施設もありますので、何とかその辺の活用をできないものかも検討していただきたいと思っております。

それと2点目の梅溪橋の南詰めの件なんですけども、できるだけ早く梅溪橋のかけかえができますように要望して終わります。

議長（木村武壽） この際、暫時休憩します。1時10分から再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時07分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 10番、中坊 陽です。

事前通告しております3点について、一般質問を行います。

1番目として、農業者支援についてお伺いいたします。農地が確保されて

いてもこれを使いこなす人がいなければ、食料生産の力にはならないし、農地は荒廃し、生活環境にもよくありません。この点で心配なのは本町の水田農業であります。耕作者の高齢化が進み、主として支えているのは昭和初期生まれの世代の農業者です。元気な高齢者が農業に汗を流すことはすばらしいことです。また、安定兼業農家として稲作を続けることも必要です。問題は、農業体験の豊富な高齢者世代のリタイアが進んだ後の本町水田農業をリードする技術と意欲を蓄えた担い手をいかに確保するかです。井手産のお米はおいしいと言われていています。このおいしいお米をつくり続けて生産し、優良食料として提供でき、さらに自然生活環境を守るために、今後の担い手の確保についての考えをお聞きします。

次に、国や府とともに本町も、農地・水・環境保全向上対策事業に町内の2農業者組織に補助金を支給して、農地確保や農業者意欲の向上に努められていますが、この事業は本年度で5年間の最終年度となっています。農業者組織からは継続して農業施設整備や啓発普及活動に努めたいとの意向と聞いています。そこで今後の事業継続、補助金の増額、町内他地域での組織づくりについてお聞きします。

2番目として、自然環境保護についてお伺いいたします。第4次井手町総合計画策定に当たるまちづくりアンケートでも、住民意思として住み続けた理由に「川や生き物、森林などの自然環境がよいから」や、将来のまちの姿では「環境保全や景観対策などで安らぎがあって美しいまち」の項目に高い関心が寄せられています。本町では、平成11年に環境保全条例や源氏ボタル保護条例が制定され自然環境保護に努められていますが、河川にごみが不法投棄されているなど自然環境を脅かす行為も見受けられます。そこで今後の自然環境保護についての考えをお聞きします。

次に、自然環境保護に関する自主的な住民活動として、玉川のカジカガエル復元事業や南谷川のゲンジボタル保護活動へ活発に取り組んでいただいています。そこで各活動の現状についてお聞きします。

3番目として、国民文化祭への取り組みについてお伺いします。本年11月に本町で開催される川柳の祭典が近づいてまいりました。盛り上げて成功するには、町住民の皆さんの協力が必要です。協力依頼や広報活動についてお聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の農業者支援についてであります。まず今後の担い手の確保につきましては、全国的に農業者の高齢化が急速に進むとともに担い手不足などから農業の衰退が懸念されておきまして、議員ご指摘のとおり、本町におきましても同様の状況となっております。その対策としまして、京都府やJA井手町支店、南部共済、農業委員会などの関係機関による井手町地域担い手総合支援協議会を組織し、地域の実態に即した担い手の確保や地域農業の確立を目指す取り組みを進めているところであります。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、平成19年度より上井手地区と多賀地区におきまして地域資源保全隊を組織し、積極的に取り組まれており、今後の事業継続につきましては京都府土地改良事業団体連合会などと平成24年度以降の恒久化を目指した取り組みを進めているところであります。また、現在申請していただいております向上活動支援事業につきましても、採択されれば補助金の増額につながるものと考えております。

次に、町内他地域での組織づくりにつきましては、事業の趣旨や組織づくりの方法などを農家の代表に説明してまいりましたが、現在まで組織結成には至っておりません。今後とも引き続き組織づくりにつきましては説明してまいりたいと考えております。

2点目の、自然環境保護についてであります。今日まで井手町環境保全条例や井手町源氏ボタル保護条例を制定し、第4次井手町総合計画でうたっておりますかつての自然の姿を取り戻すため、自然環境の保全や景観資産の保護に取り組んできたところであります。また、町の誇りである玉川や南谷川などの環境を守るため、住民が持続的に環境保全に取り組めるよう活動の育成、支援に努めているところであります。

次に、南谷川のゲンジボタル保護活動の現状につきましては、南部源氏ボタルを守る会、南谷川桜を守る会などで井手町源氏ボタルの保護等に関する協議会を組織されまして、4月にはIDEゆうゆうスポーツクラブの子供たちと一緒に、蛍の幼虫やそのえさとなるカワニナの生息調査を行うとともに、蛍が飛び交う今の時期には成虫個体数調査や捕獲防止のための見回り、自動

車のライトの影響を少なくするための寒冷紗の設置や周辺の草刈り、ぼい捨
てされたごみを拾い集めるなど、積極的に自然環境の保全に取り組まれている
ところであります。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 私の方からは、カジカガエル復元事業の現状につきまして
答弁させていただきます。

カジカガエル復元事業の現状につきましては、本町のカジカガエルは万葉
集にも歌われ、古くから生息し、鳥のような美しい鳴き声が聞かれていまし
たが、南山城水害以降姿を消し、何とかもう一度玉川で美しい鳴き声を聞け
るようにすることでふるさとの自然を後世に残そうと、平成11年10月に
カジカガエル保護友の会が設立され、以降12年余り、当時の美山町、現在
の南丹市の協力を得てカジカガエルの養殖、放流や玉川での生息調査を継続
して取り組みを進めていただいております。平成22年度事業では専門家の
講師を迎え、カジカガエルに関する講義を受けた後、過去に放流した場所や
生息に適していると思われる箇所調査を行いましたが、生息を確認できま
せんでした。しかし平成23年4月26日、5月20日に、過去に放流した
有王地区の玉川を調査されたところ、カジカガエルの捕獲に成功され、これ
までの活動の成果がやっとあらわれたものと思っております。さらに今月5
日、6日には、南丹市の許可をいただき新たに親ガエルを借り受け、生存が
確認された玉川の上流に放流をされております、今後もカジカガエルが玉川
で繁殖し美しい鳴き声もどるまで、カジカガエル保護友の会とともに事業
を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 中坊議員の3点目の国民文化祭への取り組みについ
てのご質問に、事務局長をしております私の方からお答えさせていただきます。

国民文化祭に向けましては、本年3月25日に開催した第5回国民文化祭
井手町実行委員会総会でご承認いただきました事業計画に基づいて、現在取

り組みを進めておりますが、議員ご指摘のとおり、井手町川柳の祭典を盛り上げ成功させていくには、住民の皆様のご協力をいただくことが不可欠と考えております。そこで住民への協力依頼につきましては、文化協会をはじめ各種関係団体やサークルなどの代表者に実行委員会や企画委員会、各種部会等の委員としてお願いし、それぞれ取り組みの中心となって活動をしていただいております。特に本年度に入りましてからイベント部会や花づくり部会、アトラクション部会など10部会を立ち上げ、早くから具体的な準備作業にご尽力をいただいております。また、広く住民の皆様に参加していただくために、昨年度に引き続きボランティアを募集するとともに、コーラス隊の募集をしたり、川柳講座に参加して作句していただいたりしております。また、川柳の祭典当日に行うアトラクションでは、民俗芸能保存会と玉川、多賀両保育園児合わせて約100名による玉川音頭の披露と、エコーたちばなやきらきらランドなど町内4団体のコーラスサークル約70名と応募された住民のコーラス隊による合唱を行う計画をしております。また、四、五十年に一度という一大イベントであり、より多くの住民の皆様川柳作品に応募していただきたいと考え、応募料の全額補助、つまり無料化を図っているところでもあります。また、児童・生徒の参加につきましても、各小・中学校の全クラスで川柳教室を開催し、つくった句の応募や啓発のためののぼりやパネルの製作を行うほか、大会当日には泉ヶ丘中学校生徒が会場での出迎えや各種補助員として活動をしていただく計画をしております。

次に、広報啓発活動についてであります。200日前行動として、4月20日にJR玉水駅と山城多賀駅において、東日本大震災義援金募金活動を兼ねて街頭啓発を行い、玉水駅に27名、山城多賀駅に14名の合わせて41名の多くのボランティアの方が参加していただいたところでもあります。また、先日の6月11日には、150日前行動としてほたる祭りに合わせて国民文化祭のマスコットでありますまゆまるを招き、親子連れなど参加者約100名とゲームを行い、大変好評を博したところでもあります。今後も町民体育大会など地域の各種取り組みにおいて、機会あるごとに国民文化祭井手町川柳の祭典の啓発を積極的に行い、住民の皆様のご協力を得ながら大会を盛り上げ成功させたいと考えているところでもあります。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 谷田 操議員。

1 1 番 (谷田 操) 1 1 番、谷田です。

それでは2点にわたって質問を行いたいと思います。

1点目は原子力事故にかかわる対策についてです。

福島第一原発の事故は、3カ月以上経過後もいまだに収束のめどがついていません。日本共産党は原子力発電所の危険性を一貫して唱えてきた政党として、政府に直ちにすべての原子力発電所の総点検と安全対策をとること、原発ゼロへのプログラムを策定して将来に向けて自然エネルギー政策への計画的な転換を求めています。福井県若狭湾に林立する14基の原発から、井手町は90キロと離れておりません。事故が起きれば本町も大きな影響を受けることとなります。5月31日に日本共産党井手町議員団は、京都府内のすべての自治体の日本共産党議員団と共同で、関西電力に対して1、原発依存の電力供給、エネルギー政策を転換して、原発ゼロを目指す計画をつくること。2、運転停止中の原発の運転再開を中止すること。3、若狭湾の原発周辺の断層の評価を再検討すること。4、原発耐震安全性の抜本的な見直しを行うこと。5、津波対策を抜本的に見直すこと。6、老朽原発を計画的に廃止し、プルサーマル計画は中止することの6項目を申し入れました。今、原子力事故に対して住民に最も身近な自治体が、住民の福祉の向上を図る使命を発揮するということが極めて重要です。その観点から7点にわたって町長にお伺いをしたいと思います。

1点目に、現在の震災対策編、風水害対策編に分かれている井手町地域防災計画は、原子力事故も想定したものに抜本的に見直すべきであります、その計画はありますか。

2点目に、東日本大震災と福島第一原発の事故は、被災地のみならず全国的に地域経済、農業にも大きな影響を及ぼしています。自粛ムードにより本町でも各種イベントが中止や延期になりましたが、消費動向への影響、建設資材の供給不足や企業の生産活動への影響など、町独自に調査を行うという考えはありませんか。影響を受けている中小企業への支援対策はどうなっていますか。

3点目に、関東では生茶葉、生茶葉だけでなく荒茶や製品からも放射性物

質が検出をされて、出荷停止となっているところがあります。宇治茶業研究所ではいち早く宇治茶ブランドの茶葉の検査を実施し、安全宣言が出されてほっとしているものの、町内の茶生産者からは今後はどうなるのかという不安は消えておりません。お茶はじめ農産物の安全対策はどのようにされていますか。

若い子育て世代からは、子供の被ばくが心配、外で遊んでいて大丈夫かなど、さまざまな不安が語られています。住民に放射能への正しい理解と対応を広報する方策をどう考えておられますか。

5点目に、京都府は放射能測定ポイントを従来の7カ所から14カ所にふやして、木津川市でも測定されるようになりましたが、すべての市町村で通常の値をはかるべきであると考えています。本町にも放射能測定機器を備えるということをお考えになっているのでしょうか。

6点目、防災備品に、原子力事故に備えた防護服やそれに対応したマスク、可搬型の放射能測定器、ヨウ素剤などの医療関係資機材などの確保、調達体制を考えておられますか。

7点目、町として原子力発電所における安全確保対策の徹底を国及び事業者に求めるお考えはありませんか、伺います。

2点目に、町内の災害時の避難所の見直しについてであります。東日本大震災、原子力事故に伴って住民の間では防災意識が高まり、いざというときのための自主的な行動や備えを確認していこうという思いが大変強まっています。現在住民のもとには井手町が示している町内4河川のはんらんを想定した洪水ハザードマップや、マグニチュード7.5の地震を想定した地震ハザードマップ、国土交通省の提供している木津川の洪水予報としての洪水ハザードマップ、3種類のハザードマップが提供されていますが、いずれも町内の避難所として14カ所が指定をされています。しかしそのうち半数の7カ所は、洪水で浸水するおそれがあるということを前提に指定をされています。浸水予想されていない避難所も、河川と接している施設もあり、これでは安心して避難できないという思いがあります。また、14カ所のうち多賀地区の避難所は4カ所しかなく、浸水しないとされているのは多賀小学校ただ一つであります。自然休養村サブセンターも指定をされていますが老朽化しており、避難所には不適切ではありませんか。緊急に避難所の総点検と見直しをするべきではありませんか。また5月26日の総務文教常任委員

会でも防災倉庫を視察いたしましたけれども、本町で洪水時に予想される浸水や地震時に道路網、通信網が切断されるようなことを考慮すると、防災備品は避難所に分散保管する必要があると考えます。各小学校を防災拠点、大型避難所として整備をし、住民の不安を解消するべきではないか、伺います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 谷田議員のご質問にお答えします。

1点目の原子力事故にかかわる対策についてでありますか、一つ目の井手町地域防災計画の見直しにつきましては、京都府が本年5月に策定された原子力発電所防災対策暫定計画において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を原子力発電所から半径10キロメートルであったものを、おおむね20キロメートルの範囲に変更とされ、その範囲内の自治体については原子力事故を想定した地域防災計画の変更が必要になると聞き及んでおりますが、本町においてはその範囲をはるかに超えていることから、原子力事故を想定した見直しは考えておりません。

四つ目の住民への広報につきましては、放射能の正しい理解と対応のため、国が国民にわかりやすく情報提供することが責務であると考えておりますので、本町において広報などの対応は考えておりません。

五つ目の放射能測定機器につきましては、住民の方々に安心していただけるよう可搬型の放射線測定器を購入する予定であり、既に補正予算に計上しているところであります。なお、測定場所、測定する頻度を検討しながら、測定結果を住民の方々にお知らせしてまいりたいと考えております。

六つ目の原子力事故に備えた防護服の確保や調達体制につきましては、先ほども述べましたとおり、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は原子力発電所からおおむね半径20キロメートルの範囲の見直しがされてきたところであり、その範囲から外れておりますので考えておりません。

七つ目の原子力発電所における安全確保対策の徹底につきましては、町として、3月11日に発生した東日本大震災において、福島第一原発で事故が発生したことを受けて、既に全国町村会として国や電力会社に東日本大震災に関する対応などについて緊急要請を、また現在、京都府知事並びに京都府

の全市町村長名で国及び電力会社に原子力発電に関する緊急要望につきましても進めておりますので、町として改めて要望することは考えておりません。

2点目の、町内の避難所の見直しについてであります。避難所の見直しや備蓄物資の保管の考え方につきましては、先ほど岡田議員に答弁させていただいたとおりであります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村理事。

理事(中村秀一) 私の方からは、二つ目の東日本大震災に伴う影響調査についてお答えいたします。

企業の生産活動への影響調査につきましては、京都府が4月11日から15日にかけて東日本大震災に伴う京都企業への影響などに関する官民合同調査を実施されていることから、町として独自に調査する考えはありません。

次に、中小企業への支援対策につきましては、経済産業省による東日本大震災復興緊急保証制度や京都府の東日本大震災緊急融資制度が実施されており、本町といたしましても既に対応しているところであります。

三つ目のお茶をはじめ農作物の安全対策につきましては、京都府が5月12日に採取した亀岡市内産のミズナと5月13日に採取した和東町内産の茶葉を対象にした放射性物質のモニタリング検査におきまして、放射性ヨウ素、放射性セシウム of のいずれも検出されていないとの報告を受けております。今後も消費者に安心・安全な農産物を提供するため、京都府では収穫時期に合わせて放射性物質の検査を実施し、結果につきましても随時公表されることから、本町としましても食の安全のため注視しているところであります。

以上です。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 原発問題ですが、90キロというので、はるかに離れているからというようなご答弁だったと思うんですけども、さまざまなことが考えられますが、特に農産物のことかというと、静岡なんかは福島原発から300キロ以上離れている地域なわけですから、そういうところでも影響が出ていると。90キロだったら安全、20キロ、30キロだったら危険と、そ

ういうものではなくて、やはり日本国中、世界中がこの問題については危険性を常に意識して行動しなければならないと思うんです。そういう意味でいうと、京都府下全部をE P Gに入れてもやり過ぎではないというふうに思うわけです。アメリカでは80キロを基準として考えているというようなこともございました。井手町として、そういうことが起こらないということが一番いいわけですが、やっぱりいざというときに備えると。国民保護計画でも核攻撃事態に備えてなどという項目があるわけです。非常に非科学的な備えが書いてあると私は思うわけですが、やはり放射性物質について科学的に正しく怖がるということが必要だと思います。町を挙げてそういう啓発も行うべきだし、防災計画というのは原子力だけではなくて、非常にこれは古くなっているわけです。最初のころは毎年見直して改定していくというような説明もあったわけですが、かなり古いものが使われておりますので、直ちに見直しをしなければならない。そのときに、今一番国民の関心の高い原子力の事故に対する備えを持ったものにしないと、また今度いつ改定するんやということになると思います。京都府も、国がいろいろと基準を出す前に暫定基準でやっついこうという姿勢を示しているわけです。井手町が暫定的にいろいろな見直しをしたからといって、京都府知事はあかんと言われたいのではないかと。ぜひ、防災計画そのものが古くなっていることとあわせて、原子力事故も想定したものにというつもりで質問したつもりです。この防災計画そのものの見直し、原子力事故を含めるか含めないかは別として、これは古くなっている、見直しをしていかなあかんという認識はおありかどうか、町長に再度お尋ねをしたいと思います。町長、被災地に行かれたということを午前中おっしゃっておられました、どういう感想を持たれたのか、原発の将来、あり方というものについて、町長、基本的にどういうお考えを持っておられるのかぜひ、町のトップとしての町長の原発に関する基本的な認識をこの場でお伺いしたいと思います。

2点目に避難所ですが、具体的にお聞きしている洪水のおそれがあるという7カ所、これ、どういうふうに町としては考えておられるのでしょうか。こういうのが配られたときに地域でいっとき話題になりました。絵がかいてあるわけです。浸水してここまで水が来ますというような。それを見て、えらいことや、みんな沈むやないかというような、いっとき町民の間で話題になっていたわけですが、その後余り真剣に住民の皆さんも考え

る機会が頻繁にあったわけではないと。今回のことで特に注意をしてごらんになったら、やっぱりこういう状態では困るんじゃないか。防災備品がそんな遠い離れたところにあつたらとりに行けない。福島の様子、被災地の様子を見てますと、道路は寸断されて移動手段も本当にないと。連絡さえとれなくなるというようなことがあるわけで、そんなときに住民の方が一番に身近に避難されるところに、ある程度の備品がないと困るといのは、そういうふうにお考えにならないでしょうか。具体的にここは不適切だと指摘をした自然休養村のサブセンターですが、あれは一体いつ建ったものなんでしょうか。かなり古いと思いますし、固定電話もシーズン以外はありませんし、そういうところが避難所でいいのかと、非常にそこは具体的に思うんですけども、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 汐見町長。

町長(汐見明男) 防災計画の見直しは先ほど答えておりますので、その方向で進めていきたいと思っております。

私も3県を回りました。あいさつの中でも申し上げましたように、被害は想像を絶するものであつたと、こういう感じをしております。それぞれの3県の町村会長ともいろいろ話をしました。やはりこういう緊急時に対する法のおくれ、対策のおくれ、こういうものを非常に感じました。一つ例を挙げますと、三陸でありますのでリアス式になっていて、非常に急峻な山が多い。高台が非常に少ないわけです。津波に低地が全部やられた。やはりそこで被害に遭った方は、高台に次は求めるわけです。ところが今になって、法の対応がないものですから、昭和の終わり、平成の始めぐらいのバブル期の価格になっている。これはどうもいかない。もちろん二重ローン問題も当然ありますし、低地を早く買収、国にしてほしかった。高台に移りたかった。しかしそれがバブル期の価格になっている。いわゆる高騰している。こういう問題です。こういうものが法のおくれというのが何年かあつたわけでありまして、やはりそこらが大きな課題であるなど。それとやはり阪神・淡路の教訓が国の方では生かされているのが少ないといえますか、そこらが問題意識として皆さんあるようであります。

原発についての基本的な考え方ですけども、先ほど理事、答弁しましたように、京都府の知事と府内市町村長全員で要望を国や電力会社に出すように

しています。今、ほぼ内容もまとまって近々要望書を提出するという事になっておりますけども、これは知事と市町村長会議で私が提起を、その会議でさせていただきました。その内容、何点かあるわけですけども、大きいものだけ言いますと、一つはやはり復旧、復興を1日も早くするという事です。それと、原発をこれまで経産省の中に推進しているエネルギー庁と、逆にチェックをする保安院が同じ部署にある、経産省の中にある。これはやはりおかしいと。チェックが甘くなると、これでは。ですから、独立した、権限を持った、強い権限を持たしたチェックする機関を早急につくるべきだと。こういう問題。それともう一つは、この原発事故を受けて、国民は大きな不安を持っている。これからも原発をということにはいかん。ですから、代替エネルギーを国において積極的につくるように。こういう項目を挙げております。それ以外にもありますけども、そういう基本的な考えを持っているということでもあります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務理事。

理事(西島栄治) 谷田議員の質問でありますけども、具体的に避難所、水対策、洪水時には不適切というような意見であります。このマップをつくる時に地域防災に関する検討委員会を立ち上げておまして、その検討委員会のメンバーにどういうマップがふさわしいかというようなことを、いろいろな項目もお聞きしてこういうマップになってきました。そのときにそこで議論がなしたのは、水にはここは適さないのとちゃうか、ここは地震がどうもないのとちゃうかとかいう話があったんですけども、当然住民には避難所の14カ所、やっぱり井手町の場合、限られた公共施設を避難所として指定しておりますので、ここに、水にはこういう形では弱いかわからないけどそういう明記をしていこうということで、検討委員会の意見をもらいまして最終的にこういうマップを制作してきたものでございます。今、事務局として検討しているのは、一時避難所をもう少しどこかに求めていこうというようなことも考えておまして、井手町の場合公共施設が限られておりますので今地震に強い場合、また水にも強い場合とか弱い場合とかいろいろありますけど、それも含めて現在は14カ所を指定しているところでございます。サブセンターにつきましては、昭和55年に建設されたものでありまして、限られた公共団体の持ち物ということで避難所に指定をさせていただ

たものでありますので、今まで三つのこういう冊子を検討委員会の方で検討していただきながら作成して、住民にいざというときに役立つものとして利用していただくということで全戸配布もしてきたところでございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） 再質問。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

1 1 番（谷田 操） 放射能測定器ですけれども、いち早く購入されるということで、大変これは住民の不安にこたえるために必要なことだというふうに考えますが、場所をどこにするか、それから買った値の頻度をどうするか、まだ検討中ということなのですが、地元紙にはもう場所もここやと、毎日にかけてホームページで公表するとまで出てるんですけど、議会の答弁はそんなんまだ検討中やと。逆じゃないかなと思うんですけども、議会で聞いてもまだ決まっていないようなことを地元紙には公表されているのか、議会軽視ではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

それと、町長も自然エネルギーへの、代替エネルギーへの転換ということを言われましたけども、全国では電力自給率というのを意識している市町村というのも出てまいりまして、高知県の梶原町ですとか、あそこは小水力水田なども含めて、太陽光も含めて、現在町内で電力自給率が27%と、原発を超える勢いだと思うんですけども、岩手県の葛巻町なんていうのは100%超えてまして売電して町を潤しているというような、町ぐるみでの電力自給を図っている町があります。民間でメガソーラーやるから誘致してくれというような、そういうお金のかかる話を民間でやってくれはるといふ、そういう話もありますが、それよりは、井手町なんかでは今町は公共施設に太陽光発電を進めておられるので、そういう形で次は住民の方々の自家発電を高めていただく、太陽光発電の補助金ありますけれども、まだ初期費用が高いということで、この初期費用のネックをなくすということで、町全体がおひさまエコタウン構想のような、井手町では太陽光で町中が電気を賄えるというようなことはどうかと。群馬県の太田市では初期費用を補助と低利融資でもってかからないようにして、住民の方からの買電の価格でその初期費用がペイできるようなそういう仕組みを考えられてこの6月に提案をされているというようなこともあります。一歩進んでそういうこと、町長も新しいことに取り組

まれることは非常にお好きなのではないかと思えますから、ぜひそういう構想も行い、井手町でも小水力水田ということも、昔の水車のような観光を兼ねた、そういう小水力水田に適したところはないのかということもぜひ考えていただきたいということを思いますが、新聞発表の点だけ再度お答えいただきたいと思えます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 谷田議員の1点目の関係であります。この放射能の測定器をどこに設置するかということでありまして、記者発表のときについては、私らも専門ではありませんので、やはり専門家の意見を聞いてどこに設置をするか、またどういう頻度ではかるか、どの場所が適しているのかを専門家にお伺いをして設置をしていきたい、ただ、一番気になるのはやはり小さなお子さんがいる、ゼロ歳児から5歳児までいる保育所が井手町の中心ぐらいいにあるということなのでそこがどうかとかいう話はありませんでしたが、最終的にはやはり専門家に聞いて判断をしていくという形の記者発表をしてきたところがございますので、そういう形でご理解願いたいと思えます。

議長（木村武壽） これにて一般質問を終結します。

次に、日程第5、議案第30号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第30号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより議案第30号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第30号は、同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第30号、井手町公

平委員選任につき同意を求める件は同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第31号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治)

(議案第31号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより議案第31号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第31号は、同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第31号、井手町教育委員選任につき同意を求める件は同意することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第32号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司)

(議案第32号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 一般入札の場合競争入札なのでいつも気になるんですけど、前回のときも同じような質問をしたんですけども、何社ぐらい参加されたとか、この洗浄機の予定価格というのか、それもあわせてお聞きしたいんですが。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長（木田修司）　　ただいまの村田議員さんのご質問であります、応募業者数は3名であります。なお、予定価格は3,030万3,000円でございます。

以上です。

議長（木村武壽）　　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　谷田　操議員。

11番（谷田　操）　　一般競争入札と書いてあるので全く条件なしに一般競争なのかと思いますと、前回の道、中学校の北側の歩道をつくるのでも、地元という条件付きの一般競争入札やというようなことがあったわけで、そういう場合、条件があるならきちんと取得の方法のところに、条件付き一般競争入札と書くべきだと思うんですが、今回はそういう条件は何もないのでしょうか。3社のお名前全部とそれぞれの入札価格をお願いします。

それと、入札行われて、入札の適正化をずっと従来から進めているわけですが、そういう細かい内容、今聞くようなことはすべて後からホームページで入札結果公表されるわけですが、また建設課に行けば閲覧ができるわけですが、ホームページでできるだけ速やかに公表してほしいと思うわけですが、他町の例を見ますと入札あいたとたん、開札の時点で応募した社の名前と額出ているのがあります。うちの場合、いつ公表することになっているのか。この間の道の結果なんかも、議会でいろいろ尋ねて失格者があつたんだなとわかつたんだけど、尋ねなかつたらそのままなかなかわからない。ホームページにはどの時点で公表することになっているのかをお尋ねします。

それと、これで、落札率は何％ですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　木田教育次長。

教育次長（木田修司）　　ただいまの谷田議員さんのご質問のうちの前半の部分についてお答えいたします。

条件につきましては、府内業者ということになっております。

次に、3社の業者名と入札価格であります。株式会社アイホー京都営業所、2,392万円、これは消費税抜きでございます。もう1社、株式会社マルゼン京都営業所、2,530万円でございます。入札の予定価格に対する率

につきましては、落札業者の中西製作所が77.88%でございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島事業担当理事。

理事(中村秀一) ホームページ等での公表時期ですが、契約締結後すぐにということになっております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 今の震災の影響で工具類、機械類が入荷しにくいというようなことも聞いているんですけども、8月22日までに設置してということでしたけども、あと試運転も必要ですけども、そういった心配はないですか。震災の影響の。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 田村課長。

学校給食センター所長(田村喜代一) 今の食器・食缶洗浄機の部品の入荷の件ですけれども、これにつきましては今仮契約を中西製作所としておりますけれども、逐一連絡をとりもって8月22日の履行日には間に合うということで、その後1週間ほどございますので、そのときに試運転をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 一般競争入札でもいろいろ条件をつける場合、議会で議決を求めるときにも、その点はまず最初に説明をするべきではないかと思いますが、その点どうですか。参与はよその事例なんかもご存じかと思いますが、いかがでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 一般競争入札の条件つきというご指摘の件だと思

ますが、今までからこの議案書につきましては以前の書式どおりのとって提案しているところであります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 今、この議案の内容の件につきましてでございますが、先日臨時議会の時には自治法の96条第1項第5号の工事請負契約の関係につきまして、行政実例で4項目の関係で掲載して、工期についてはことしから載せないというようなことで答弁をしていたんですが、この財産取得につきましては自治法の96条第1項第8号の関係でありまして、これについては、項目については何も明記はしておりません。そこの町独自の項目で構わないというような行政実例が出ておりますので、今回については今までどおり4項目、工期については工事請負費と合わせるといような形で考えまして進めておりますので、内容等については町独自で考えているということでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより議案第32号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第32号は、同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第32号、財産取得について同意を求める件は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩します。2時15分。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第8、議案第26号、井手町犯罪被害者等支援条例制定の件を

議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務理事。

理事(西島栄治)

(議案第26号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員、まことに申しわけないんやけども、暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時24分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） よって質疑を終結します。

お諮りします。本件につきましては、会議規則第39条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。よって本件は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9、議案第28号、平成23年度井手町一般会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第28号を朗読説明）

議長（木村武壽） 続きまして、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 奥山建設課長。

建設課長（奥山英高）

（主な事業の説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今ご提案申し上げました一般会計の補正予算第1回中、歳出の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の節までの欄については間違いございませんが、説明欄が共済組合分担金とコミュニティ備品の説明が逆になっておりまして、間違いでございます。これについてはてれこになって印刷されております。これについてはそういうことでございますので、説明をさせていただきます。

以上でございます。

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 今、訂正の説明がありましたけど、まず、毎回いろいろ不備があってそのたびに議運で訂正というのも困ったものなんですけど、今、本会議で提案あってその場で訂正というのは、本当にだれも見てなかったのかと。議員はこれから質問しようかなと思って気づいておられた方もあるかと思うんですけど、いつ気がついたんですか。それは、どういう原因があるのか、きちっと説明をお願いしたいと思います。

それと、具体的に中身の質問ですけれども、6 ページに府の支出金で、府の補助金で戸別所得補償推進事業費というのが上がっていきまして、歳出の方で農業費で井手町農業再生協議会という説明のところで国・府支出金が9 1 万8, 0 0 0 円ということですから、これに財源を充てられるということだと思っておりますが、この再生協議会というのがどういう内容かということと、国がやっている戸別所得補償というものはどういう条件で本年度行われるのか、井手町では対象になる農家が何軒あるのか、どういう仕組みで交付金が来るのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、今、訂正言われたコミュニティ備品の備品ですが、どういうものをどこに備えるのでしょうか。

それと、7 ページ、がん検診の推進事業ですが、町長の提案説明、最初のごあいさつの中で説明された中で、大腸がん検診という言葉があったんですが、これは大腸がん検診に特化した事業なのか。常々大腸がん検診では採取した検体を持参しなければならないというところに非常にネックを感じておりました。郵送でも検診してもらえそうな仕組みが一般的には普及していると思うんですが、そういうふうになれば日にちもこの日に持って来なさいというのは非常にやりにくいという声を聞いていますので、そういう郵送で受け付けるような、日にちをもう少し余裕を持って受け付けるようなことにこれは使えないのかということが一つ。

それと、太陽光発電の問題で8 ページにエコ活動支援事業の工事請負ということで出ていますが、これ自体は何キロワットの発電を想定しておられるのか。これまでも町は公共施設に太陽光発電の施設をつくるということで進めてきましたが、庁舎、井手小、多賀小、人権センター、ことしの予算で

賀泉苑というのもあったと思うんですけども、プラスこれで6カ所目ということかなと思いますが、それぞれ何キロワットの発電量で合計するとどれだけの電力が賄えるのか、具体的にイメージできる、こういうことが完成したら井手町全体で電力賄えますよというようなことのご説明をお願いしたいと思います。

もう1点目は、最後の放射線測定器ですけども、どういうものを買われるのか。先ほど場所はまだ特定してないんだということでしたが、はかる頻度もこれからやというお話でしたが、地元紙に毎日はかってホームページで公表すると出てしまってるんです。これは、そこから後退すると何やということになると思いますよ。報道が先走っているのかもしれませんが。現在、府のはかっているデータは毎日更新されてるんです。木津川市の総合庁舎の上にあるやつも毎日出てますけども、あれは場所が2階建ての庁舎の屋上に置いてある。可搬型やから運べんことはないけども、そんなに毎日あちこち持って運ぶような、いわゆる手で持てるようなガイガーカウンターとは違いますので、そんなに可搬型といたってあちこち動かすわけにはいかないの、置いてしまったらやはりそこで継続的にはからないと意味がないと思いますが、せつかく、今この時期によその市町村に先んじてこうやって住民の安心のために買うんだと言われているんだから、当然毎日はかってもらってホームページで出してほしい。そうするとだれがはかるのかと。例えば保育園に置くとしたら、保育士さんが目盛りを見に行かれるのかということになるわけですけども、それ考えると本業以外のことを保育士さんに強いるようなことはできるのか。わざわざ町の担当の職員が毎日保育園へ通ってやるのかというようなことがあるから、その辺は本当にどこが適切なのかということを考えてもらわなあかんと思うんですけども、簡単にぱっと見ればミリシーベルトまでわかると、ミリではあきませんね、マイクロシーベルトまでぱっと見てわかるというような、そういうものならば保育士さんをお願いするということも可能かと思えますけれども、どういうものを購入されようとしているか、お尋ねをいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木田企画財政課長。

企画財政課長（木田昭弘） まず、先ほど副町長の方から申しました補正予

算書の議案の件につきまして、若干補足といたしますか、私の方から、実は今回この2款、1項、1目一般管理費の中で今回補正させていただいておるのが備品購入費と負担金補助及び交付金という、この二つの節になるわけですが、こちらは表記上節の順番ということになっておるんですけれども、説明の方につきましては、当初予算のときに先に各事業、目内での事業がある部分についてはすべて登録をさせていただいております、その後補正等を出でくる事業名につきましては後で表記をする形で印刷がされております。1目内では今回負担金補助それから備品購入費ということで、本来節でいえば備品購入費が上、負担金補助及び交付金が下にすれば見やすかったかということで皆様に見にくい形の提案にはなっておるんですけれども、ここで区分としては点線表記ということでこの1目内での事業名ということでご理解をいただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、引き続きコミュニティ備品の件につきまして私の方からご説明を申し上げます。こちらの方、今回の内容とか備品の予定のものですが、ボランティアサークルの方々が今現在視覚障害者や高齢者など、紙面の情報、町の方から発行させてもらっている広報であったりというものなんですけれども、こちらの方を紙面情報だけではなかなか情報が得られないという方対象に、声の広報というような形で音声テープを作成されて、その対象者の方々に提供を行っていただいているという形で、情報提供を地域におろしていただいているという現状があります。そのボランティアサークルさんが使用されているのが非常に古くなってきたということで、町長との懇談会の中でのご要望もございまして、今回更新をしてほしいというところで録音機器の一式を予定をしております、現在活動が中心でありますのが玉泉苑のボランティアルームというところで活動を中心にやっておられますので、基本的にこちらの方を機器を入れかえるというようなことで現在考えておるところでございまして。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 藤崎産業環境課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 私の方からは戸別所得補償に係る部分につきましてご回答させていただきます。

まず、米の所得補償につきましては生産調整が守られている米の生産農家、

あるいは畑作物の販売農家が対象となってきて、国からの交付金を直接国から支払われている事業でございます。井手町におきましては、ことしはこれから申請などを出されるわけですが、昨年度につきましては27農家が対象となっております。

補助金のあれなんですけど、戸別所得補償制度が23年度より本格実施されることになりまして、米だけでなく麦や大豆等の畑作物を含めた生産目標の検討や農業経営の改善、食料自給率の向上を目標とするもので、関係者が一丸となって地域農業の方向づけを行っています。井手町におきましても、これまで井手町地域水田農業推進協議会でこの戸別所得補償の推進事務を行っていましたが、ことしから井手町農業再生協議会として再編することになり、協議会で戸別所得補償の事務を実施することから、推進事業として補助していくものです。なお、これにつきましては国から各都道府県、都道府県から町、町から協議会の方に補助金が流れるシステムでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず大腸がん検診につきましてですけれども、今回予算項目でがん検診推進事業と上げさせていただいているものにつきまして、今回は大腸がん検診に係るものを予算化させていただいております。なお、今回のがん検診推進事業につきましては、本年当初予算で既に上げさせていただいております乳がん検診、子宮頸がん検診、女性特有のがん検診として当初予算に上げさせていただいているものも含めてがん検診推進事業となっております。

それと郵送の方法によるものかどうかということでご質問いただきましたけれども、郵送につきましては私もいろいろと調べさせていただきましたけれども、郵送の方法によりまして検体、要するに検査されたものが検査に適用できないような、質が悪くなるというケースが多くまだ見られるようなので、郵送による方法については、井手町におきましては今回は検討しておりません。そういうことでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 自然休養村管理センターの太陽光発電等活用地域エ

コ活動支援事業の工事請負費の内容につきまして、この部分の太陽光発電の電力量をご報告いたします。

太陽光発電装置は9キロワットでございます。本館に設置するものであります。なお、もう一つ、LEDつきのソーラーライト、これは太陽電池の120ワットを1基、センターの敷地内に設置するものであります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

総務課長(脇本和弘) 谷田議員の太陽光の設置箇所における発電量等々のご質問でございます。

今現在、庁舎、人権交流センター、児童館、井手小学校、多賀小学校、泉ヶ丘中学校の5カ所です。実績としまして、平成22年度太陽光発電量としまして9万1,818キロワットアワーが出ております。先ほどのご質問で新たにつけるところ、9キロワットがおおむね2カ所つくんですけども、これは天候にもよりますので実績によって判断しかないと考えておりますけれども、人権交流センターの児童館についております発電量、実績としまして22年度で1万1,121キロワットアワー出ておりますので、これが2カ所ふえるというふうなことです。おおむね7カ所で合計しますと11万4,000キロワットアワーの発電ができるものと考えております。ちなみにその割合といたしましては、今現在実績としましての5カ所の設置でいきますと、総発電量における太陽光の発電の割合は15%でありますので、施設の使用電力のパイもありますけれども、おおむねそれぐらいになるのではないかなと想像しております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 6ページの府から交付される14款の2目、地域包括ケア総合交付金というのは、これはどのように使われるのかということと、5目の戸別所得補償推進事業というのはどのような事業なのかお聞かせ願いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長（花木秀章） 村田議員ご質問の地域包括ケア総合交付金についてお答え申し上げます。

この交付金につきましては、今後の地域包括ケアに対応していくために必要な高齢者やその家族に関する基礎的事項等を一元管理するために、同交付金を活用いたしまして、まず高齢者ケア支援システムを導入して台帳の整備を図るものでありまして、今回そのシステムの導入経費と保守料を計上させていただきます。また、財源組替といたしまして計上している分につきましては、今年度井手町社会福祉協議会において新たに実施される予定である住民相互の助け合い・支え合い活動というものが同交付金の対象となったため、今回当初予算で計上しておりました活動費に財源組替で充当するために計上させていただいたものでございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 藤崎産業環境課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 村田農吉議員の戸別所得補償推進事業費91万8,000円につきましてご回答させていただきます。

農業者戸別所得補償制度が平成23年度より本格実施されることから、先ほどもございました井手町地域水田農業推進協議会を井手町農業再生協議会として再編することで、協議会で戸別所得補償の推進事務を図ることから補助していくものでございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） さっき答えてもらっていないことがあると思うんですけど、書き間違いにいつ気づいたのかという、何でかというのは今いろいろ言わはったんですけど、いつ気づいたんですかというのと、それと、放射線の測定機器の件で、公表についてどう考えているのかという答えがなかったと思うんですが。お願いします。

太陽光発電ですけど、機能として、実績幾らというのはわかったんですけど、面積によって何キロワット発電できるかというのが決まっていますよね。だから今わかったのは休養村は9キロやと、人権センターは9キロやという

ところまでわかったんですけど、ほかのところの計画ワット数をお願いします。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 谷田議員のご質問ですけれども、放射線の関係であります
が、一般質問のときにも答弁させていただいたとおり、専門家の意見を聞き
ながらどういう形で公表していくのか、また設置場所等も含めて検討するど
ういう形で答えたとおりでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

総務課長（脇本和弘） 谷田議員の先ほどの太陽光のご質問でございます。
先ほども申し上げましたように、賀泉苑は9キロワットの発電量を、マック
スですけれども、出力ができる太陽光発電、それと自休村についても同じで
あります。ほかの計画とおっしゃいますと、庁舎とか井手小学校、多賀小学
校、泉中については20キロワットのものがついております。ですから、2
0キロワットのもの9キロワットのものというふうな機能の太陽光発電装
置を設置しています。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 木田企画財政課長。

企画財政課長（木田昭弘） 今のいつかというお話なんですけれども、先ほ
ど私の方から説明させていただいた趣旨としましては、まず補正予算のこの
議案書を作成する場合に、当初予算にもともとある項目に同じ目で新たに違
う事業を追加という形で補正をする場合、この説明というところには事業名
という形で補足の、今回でいきますとコミュニティ備品というのが表記され
ることになるんですけども、こちらの方は事業名を後から追加すると後ろに
表記が出てしまうわけです。ですから、今回の場合でいくと節がたまたま1
8、19ということで並んでおるわけなんですけれども、今回コミュニティ備品
については備品購入なので18節の表記をさせていただいたということで、
この目内につきましてはそういったことがありますので点線表記という形で
今回説明のところは区分をさせていただいたつもりというところでご理解い

ただければというふうに思います。

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） だからそれはわかったんです。さっきも説明してもらったし。そういう形で書き間違っただけというのはわかったんだけど、今、総務理事が読み上げて議案提案されたわけでしょう。それ終わってから副町長がちょっと待ったと、違ってますという話があったわけで、違っているのはいつわかったんですかと。今読み上げてる最中にだれかが気がついてちょっとということになったんですかと。それやったらそこで訂正あったのはわかるけども、それ以前にわかってんねんやったら何で提案する前に言わないのかという話ですよ。読み上げてる最中にわかったんですかと。それだけ聞いているだけです。いつわかったのかと、書き間違いを。

議長（木村武壽） この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより議案第28号、平成23年度井手町一般会計補正予算（第1回）を採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は6月29日午前10時から会議を開きます。よろしく願いいたします。

散会 午後 3時00分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 木 田 鈴 美

署名議員 村 田 忠 文